

セキュリティトークン取扱規程施行規則

第1章 総則

第1条 目的

- 1 この施行規則は、セキュリティトークン取扱規程（以下「規程」という。）に基づき、当社が定める事項並びに規程の解釈及び運用等に関し、必要な事項を定める。

第2条 書面による提出を要する書類

- 1 規程第 6 条第 1 項ただし書きに定める当社が書面による提出が必要と認める書類は、以下の各号のとおりとする。
 - (1) 新規取扱申請書
 - (2) 取扱契約書
 - (3) 反社会的勢力との関係がないことを示す確認書
 - (4) 犯則行為等確認書
 - (5) ST-Nominator が作成したセキュリティトークン取扱いの適正性に関する確認報告書
- 2 規程第 12 条第 1 項 2 号に定める外国法人が英語により提出することができる書類とは、原則として前項に定める書類以外の書類とする。

第3条 取扱契約等

- 1 規程第 10 条第 1 項に定める取扱契約に係る契約書の主たる記載事項は、以下の各号のとおりとする。
 - (1) 不動産投資受益証券型セキュリティトークンの場合（様式-1）
 - イ 発行者（受託者）の本店所在地、商号及び代表者の役職氏名
 - ロ 発行者（委託者）の本店所在地、商号及び代表者の役職氏名
 - ハ 資産運用会社の本店所在地、商号及び代表者の役職氏名
 - ニ 新規取扱申請対象セキュリティトークンの名称
 - ホ 当社が現に制定している及び将来制定又は改正することのあるセキュリティトークン市場（以下「START」という。）に係る業務規程、セキュリティトークン取扱規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち、不動産投資受益証券型セキュリティトークンに適用のあるすべての規定を遵守すること。
 - ヘ 諸規則等に基づいて、当社が行う不動産投資受益証券型セキュリティトークンに対する取扱廃止、売買停止その他の措置に従うこと。

(2) 不動産投資証券型セキュリティトークンの場合（様式－2）

- イ 投資法人の本店所在地、商号及び代表者の役職氏名
- ロ 資産運用会社の本店所在地、商号及び代表者の役職氏名
- ハ 新規取扱申請対象セキュリティトークンの名称
- ニ 当社が現に制定している及び将来制定又は改正することのある諸規則等のうち、不動産投資証券型セキュリティトークンに適用のあるすべての規定を遵守すること。
- ホ 諸規則等に基づいて、当社が行う不動産投資証券型セキュリティトークンに対する取扱廃止、売買停止その他の措置に従うこと。

(3) 債券型セキュリティトークンの場合（様式－3）

- イ 発行者の本店所在地、商号及び代表者の役職氏名
- ロ 新規取扱申請対象セキュリティトークンの名称
- ハ 当社が現に制定している及び将来制定又は改正することのある諸規則等のうち、債券型セキュリティトークンに適用のあるすべての規定を遵守すること。
- ニ 諸規則等に基づいて、当社が行う債券型セキュリティトークンに対する取扱廃止、売買停止その他の措置に従うこと。

2 規程第 10 条第 4 項に定める当社が原簿に記載すべき事項は、以下の各号のとおりとする。

(1) 不動産投資受益証券型セキュリティトークンの場合

- イ 銘柄名
- ロ 有価証券の種類
- ハ 発行者（委託者）
- ニ 発行者（受託者）
- ホ 資産運用会社
- ヘ 当該セキュリティトークンの移転・記録を実行するブロックチェーン・プラットフォーム
- ト **ST-Nominator**（規程第 13 条第 3 項第 3 号に該当する場合は、連携取引参加者を併記。また、**ST-Nominator** が複数者の場合はその全てを記載。）
- チ 原簿管理者
- リ 発行口数
- ヌ 発行価額の総額
- ル 1 口当たりの発行価格
- ヲ 分配金の有無
- ワ 繰上償還の有無
- カ 市場区分
- ヨ 取扱開始日
- タ 取扱廃止日
- レ 銘柄略称

- ソ 証券コード (ISIN)
- ツ ブロックチェーン上のトークンアドレス
- ネ 売買単位
- ナ 取引通貨
- ラ 分配金支払日
- ム 権利確定日
- ウ 規程第 14 条第 1 項第 13 号に定める取引参加者名
- (2) 不動産投資証券型セキュリティトークンの場合
 - イ 銘柄名
 - ロ 有価証券の種類
 - ハ 投資法人名
 - ニ 資産運用会社
 - ホ 当該セキュリティトークンの移転・記録を実行するブロックチェーン・プラットフォーム
 - ヘ **ST-Nominator** (規程第 13 条第 3 項第 3 号に該当する場合は、連携取引参加者を併記。また、**ST-Nominator** が複数者の場合はその全てを記載。)
 - ト 投資主名簿管理者
 - チ 発行口数
 - リ 発行価額の総額
 - ヌ 1 口当たりの発行価格
 - ル 分配金の有無
 - ヲ 市場区分
 - ワ 取扱開始日
 - カ 取扱廃止日
 - ヨ 銘柄略称
 - タ 証券コード (ISIN)
 - レ ブロックチェーン上のトークンアドレス
 - ソ 売買単位
 - ツ 取引通貨
 - ネ 分配金支払日
 - ナ 権利確定日
 - ラ 規程第 14 条第 2 項第 13 号に定める取引参加者名
- (3) 債券型セキュリティトークンの場合
 - イ 銘柄名
 - ロ 有価証券の種類
 - ハ 発行者
 - ニ 発行者の上場・非上場区分
 - ホ 当該セキュリティトークンの移転・記録を実行するブロックチェーン・プラットフォーム

ト フォーム

へ **ST-Nominator**（規程第 13 条第 3 項第 3 号に該当する場合は、連携取引参加者を併記。また、**ST-Nominator** が複数者の場合はその全てを記載。）

ト 原簿管理者

チ 発行口数

リ 発行価額の総額

ヌ 1 口当たりの発行価格

ル 分配金の有無

ヲ 繰上償還の有無

ワ 市場区分

カ 取扱開始日

ヨ 取扱廃止日

タ 銘柄略称

レ 証券コード（ISIN）

ソ ブロックチェーン上のトークンアドレス

ツ 売買単位

ネ 取引通貨

ナ 利率

ラ 利子支払日

ム 権利確定日

ウ 経過利子計算における日数

ヰ 利子支払日が休日当たる場合の区分

ノ 規程第 14 条第 3 項第 7 号に定める取引参加者名

3 前項に定める原簿は、当面の間、当社の管理する銘柄マスターをもってこれとみなす。

第4条 新規取扱申請書類

1 規程第 11 条第 1 項に定めるセキュリティトークン新規取扱申請書の記載事項は、以下の各号のとおりとする。

(1) 不動産投資受益証券型セキュリティトークンの場合（様式-4）

イ 発行者（受託者）の商号及び代表者の役職氏名

ロ 発行者（委託者）の商号及び代表者の役職氏名

ハ 資産運用会社の商号及び代表者の役職氏名

ニ 新規取扱申請対象セキュリティトークンの名称

ホ 新規取扱開始時点における発行口数、発行価額の総額、1 口当たりの発行価格（見込みを含む。）、受益者数（見込みを含む。）、発行者の重要関係者が所有する受益権口数（見込みを含む。）と該当する受益者数（見込みを含む。）

へ 新規取扱申請時点において未発行の場合、ホに加えて、申込期間、払込期日及び交付予定日

- ト 募集の方法（公募・売り出しの別、及び、引受・募集の取扱いの別）
 - チ 分配金の有無及び取扱開始 3 計算期間の予想分配金額
 - リ 繰上償還の有無
 - ヌ **ST-Nominator** の名称（規程第 13 条第 3 項第 3 号に該当する場合は、連携取引参加者を併記。また、**ST-Nominator** が複数者の場合はその全てを記載。）
 - ル サポーターの名称
 - ヲ 新規取扱開始時点における信託財産の総額（見込み）
 - ワ 信託財産を構成する不動産等の額と信託財産に占める比率（見込み）及び不動産等の内訳
 - カ 不動産等、不動産関連資産及び流動資産の額（見込み）
 - ヨ 規程第 14 条第 1 項第 13 号に定める取引参加者名
 - タ その他特記事項
- (2) 不動産投資証券型セキュリティトークンの場合（様式－5）
- イ 投資法人の商号及び代表者の役職氏名
 - ロ 資産運用会社の商号及び代表者の役職氏名
 - ハ 新規取扱申請対象セキュリティトークンの名称
 - ニ 新規取扱開始時点における発行口数、発行価額の総額、1 口当たりの発行価格（見込みを含む。）、投資主数（見込みを含む。）、発行者の重要関係者が所有する口数（見込みを含む。）と該当する投資主数（見込みを含む。）
 - ホ 新規取扱申請時点において未発行の場合、ニに加えて、申込期間、払込期日及び交付予定日
 - ヘ 募集の方法（公募・売り出しの別、及び、引受・募集の取扱いの別）
 - ト 分配金の有無及び取扱開始 3 計算期間の予想分配金額
 - チ **ST-Nominator** の名称（規程第 13 条第 3 項第 3 号に該当する場合は、連携取引参加者を併記。また、**ST-Nominator** が複数者の場合はその全てを記載。）
 - リ サポーターの名称
 - ヌ 新規取扱開始時点における運用資産の総額（見込み）
 - ル 運用資産を構成する不動産等の額と運用資産に占める比率（見込み）及び不動産等の内訳
 - ヲ 不動産等、不動産関連資産及び流動資産の額（見込み）
 - ワ 規程第 14 条第 2 項第 13 号に定める取引参加者名
 - カ その他特記事項
- (3) 債券型セキュリティトークンの場合（様式－6）
- イ 発行者の商号及び代表者の役職氏名
 - ロ 新規取扱申請対象セキュリティトークンの名称
 - ハ 新規取扱開始時点における債券の総額（額面の総額）、債券の額面金額、発行価額の総額、発行価格、利率、利払い日、償還期限、償還方法、格付け機関に

- による信用格付け
 - ニ 新規取扱申請時点において未発行の場合、ハに加えて、発行決議日、申込期間、
払込期日及び交付予定日
 - ホ 繰上償還の有無
 - ヘ **ST-Nominator** の名称（規程第 13 条第 3 項第 3 号に該当する場合は、連携取
引参加者を併記。また、**ST-Nominator** が複数者の場合はその全てを記載。）
 - ト サポーターの名称
 - チ 債券管理者の名称
 - リ 新規発行による手取り資金の主な使途
 - ヌ 発行者の事業内容の概要
 - ル 規程第 14 条第 3 項第 7 号に定める取引参加者名
 - ヲ その他特記事項
- 2 規程第 11 条第 1 項に定めるセキュリティトークン新規取扱申請書の添付書類は、以下
の各号のとおりとする。
- (1) 不動産投資受益証券型セキュリティトークンの場合
- イ 不動産投資信託約款
 - ロ 有価証券届出書の写し
 - ハ 不動産投資受益証券の発行者等の運用態勢等に関する概要書（様式－7）
 - ニ 資産運用に係る委託契約書（写し）
 - ホ 資産運用会社の直近の貸借対照表及び損益計算書
 - ヘ 受益証券のパンフレット
 - ト 犯則行為等確認書（様式－8）
 - チ セキュリティトークンの移転・記録を行うブロックチェーン・プラットフォーム
運営者との契約の概要を記した書面
 - リ 資産運用会社において当該受益証券の適時の情報提供を実施する態勢の概要
を説明した書面（適時の情報提供業務の責任者の役職・氏名、取扱開始後の適
時の情報提供に係る体制整備の状況（担当部署、担当人員の人数及び主な経歴）
を記載。）
 - ヌ 反社会的勢力との関係がないことを示す確認書（様式－9）
 - ル **ST-Nominator** が作成したセキュリティトークン取扱いの適正性に関する確認
報告書（様式－10）
 - ヲ 公募又は売出しの予定に関する書面（**START** での取扱いを前提とした公募又
は売出しを実施する場合に限る。）（様式－11）
 - ワ 公募又は売出し実施通知書（**START** での取扱いを前提とした公募又は売出し
を実施した場合に限る。）（様式－12）
 - カ 新規取扱申請者の登記事項証明書
 - ヨ 当初償還期までのキャッシュフローモデル
- (2) 不動産投資証券型セキュリティトークンの場合

- イ 不動産投資約款
- ロ 有価証券届出書の写し
- ハ 不動産投資証券の発行者等の運用態勢等に関する概要書（様式－13）
- ニ 資産運用に係る委託契約書（写し）
- ホ 資産運用会社の直近の貸借対照表及び損益計算書
- ヘ 不動産投資証券のパンフレット
- ト 犯則行為等確認書（様式－14）
- チ セキュリティトークンの移転・記録を行うブロックチェーン・プラットフォーム運営者との契約の概要を記した書面
- リ 資産運用会社において当該投資証券の適時の情報提供を実施する態勢の概要を説明した書面（適時の情報提供業務の責任者の役職・氏名、取扱開始後の適時の情報提供に係る体制整備の状況（担当部署、担当人員の人数及び主な経歴）を記載。）
- ヌ 反社会的勢力との関係がないことを示す確認書（様式－15）
- ル **ST-Nominator** が作成したセキュリティトークン取扱いの適正性に関する確認報告書（様式－16）
- ヲ 公募又は売出しの予定に関する書面（**START** での取扱いを前提とした公募又は売出しを実施する場合に限る。）（様式－17）
- ワ 公募又は売出し実施通知書（**START** での取扱いを前提とした公募又は売出しを実施した場合に限る。）（様式－18）
- カ 新規取扱申請者の登記事項証明書
- ヨ 当初償還期までのキャッシュフローモデル
- (3) 債券型セキュリティトークンの場合
 - イ 新規取扱申請のための会社概要書（様式－19）（発行者が金融商品取引所の上場会社である場合には、提出を要さない。）
 - ロ 新規取扱申請取締役会決議議事録（写し）
 - ハ 新規取扱申請者の登記事項証明書
 - ニ 定款
 - ホ 有価証券届出書又は直近の有価証券報告書（写し）
 - ヘ 債券管理委託契約書（写し）
 - ト 保証（元利金等の支払等債券権者が保証者に対して有する権利についての保証）が行われている場合は保証契約書（写し）。ただし、保証者が国内の金融商品取引所の上場会社又は公的機関又はそれに準ずる者の場合は提出不要
 - チ 反社会的勢力との関係がないことを示す確認書（様式－20）
 - リ 製・商品あるいはサービスに関するパンフレット
 - ヌ **ST-Nominator** が作成したセキュリティトークン取扱いの適正性に関する確認報告書（様式－21）
 - ル セキュリティトークンの移転・記録を行うブロックチェーン・プラットフォーム

ム 運営者との契約の概要を記した書面

フ 格付機関による当該債券の格付けを確認できる書面

ワ 犯則行為等確認書（様式－22）

カ 公募又は売出しの予定に関する書面（**START** での取扱いを前提とした公募又は売出しを実施する場合に限る。）（様式－23）

コ 公募又は売出し実施通知書（**START** での取扱いを前提とした公募又は売出しを実施した場合に限る。）（様式－24）

タ 償還期日までのキャッシュフローモデル

3 前項第1号ハ及び第2号ハの書類は、規程第18条第4項に定める書類とする。

第4条の2 資産運用会社の変更申請

1 当社取扱不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの発行者がその対象不動産の運用業務を委託する資産運用会社を変更しようとするときは、資産運用会社変更申請書を提出するものとし、その記載事項は、以下の各号のとおりとする。

(1) 不動産投資受益証券型セキュリティトークンの場合（様式－4－2）

イ 発行者（受託者）の商号及び代表者の役職氏名

ロ 発行者（委託者）の商号及び代表者の役職氏名

ハ 新たに運用業務を受託する資産運用会社（以下本条において、「変更後資産運用会社」という。）の商号及び代表者の役職氏名

ニ 変更前の資産運用会社の商号及び代表者の役職氏名

ホ 当該申請対象セキュリティトークンの名称、ISIN コード及び **START** コード

ヘ 変更後資産運用会社が当該申請対象セキュリティトークンの運用業務を開始する日

ト ヘ時点における発行者の重要関係者が所有する（その予定を含む）受益権口数と該当する受益者数

チ **ST-Nominator** の名称（規程第13条第3項第3号に該当する場合は、連携取引参加者を併記。また、**ST-Nominator** が複数者の場合はその全てを記載。）

リ サポーターの名称

ヌ その他特記事項

(2) 不動産投資証券型セキュリティトークンの場合（様式－5－2）

イ 投資法人の商号及び代表者の役職氏名

ロ 変更後資産運用会社の商号及び代表者の役職氏名

ハ 変更前の資産運用会社の商号及び代表者の役職氏名

ニ 当該申請対象セキュリティトークンの名称、ISIN コード及び **START** コード

ホ 変更後資産運用会社が当該申請対象セキュリティトークンの運用業務を開始する日

ヘ ホ時点における発行者の重要関係者が所有する（その予定を含む）口数と該当

する投資主数

ト **ST-Nominator** の名称（規程第 13 条第 3 項第 3 号に該当する場合は、連携取引参加者を併記。また、**ST-Nominator** が複数者の場合はその全てを記載。）

チ サポーターの名称

リ その他特記事項

2 前項の申請書に添付すべき書類は、以下の各号のとおりとする。ただし変更後資産運用会社に関係しない部分については記載を省略することも可とする。

(1) 不動産投資受益証券型セキュリティトークンの場合

イ 不動産投資受益証券の発行者等の運用態勢等に関する概要書（様式－7）

ロ 資産運用に係る委託契約書（写し）

ハ 変更後資産運用会社の直近の貸借対照表及び損益計算書

ニ 犯則行為等確認書（様式－8）

ホ 変更後資産運用会社において当該受益証券の適時の情報提供を実施する態勢の概要を説明した書面（適時の情報提供業務の責任者の役職・氏名、取扱開始後の適時の情報提供に係る体制整備の状況（担当部署、担当人員の人数及び主な経歴）を記載。）

ヘ 反社会的勢力との関係がないことを示す確認書（様式－9）

ト 変更後資産運用会社の登記事項証明書

(2) 不動産投資証券型セキュリティトークンの場合

イ 不動産投資証券の発行者等の運用態勢等に関する概要書（様式－13）

ロ 資産運用に係る委託契約書（写し）

ハ 変更後資産運用会社の直近の貸借対照表及び損益計算書

ニ 犯則行為等確認書（様式－14）

ホ 変更後資産運用会社において当該投資証券の適時の情報提供を実施する態勢の概要を説明した書面（適時の情報提供業務の責任者の役職・氏名、取扱開始後の適時の情報提供に係る体制整備の状況（担当部署、担当人員の人数及び主な経歴）を記載。）

ヘ 反社会的勢力との関係がないことを示す確認書（様式－15）

ト 変更後資産運用会社の登記事項証明書

3 規程第 6 条ならびに施行規則第 2 条、第 3 条及び第 6 条の規定は、資産運用会社の変更申請に際して準用する。この場合、それら条にて「新規取扱申請」とあるのは「資産運用会社変更申請」と、施行規則第 6 条第 2 項にて「取扱開始日」とあるのは「変更後資産運用会社が当該申請対象セキュリティトークンの運用業務を開始する日」と読み替えるものとする。

4 当社は資産運用会社変更申請書を受理した場合、当該変更申請対象セキュリティトークンに対し、速やかに規程第 14 条第 1 項第 1 号、第 7 号、第 10 号、第 11 号及び第 12 号又は同条第 2 項第 1 号、第 7 号、第 10 号、第 11 号及び第 12 号の形式要件審査と、同第 15 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号及び第 8 号の取扱審査を行う。この

場合、規程第 15 条第 3 項及び第 16 条第 1 項の規定はこれを準用し、それら条にて「新規取扱申請」又は「取扱申請」とあるのは「資産運用会社変更申請」と読み替えるものとする。

- 5 不動産投資受益証券型セキュリティトークンの発行者等又は不動産投資証券型セキュリティトークンの発行者等は、第 2 項第 1 号イ又は第 2 号イの書面を変更後資産運用会社による運用が開始する日に当社に提出するとともに、自社のホームページ等で公表するものとする。

第5条 セキュリティトークンに係る適時の情報提供

- 1 規程第 18 条第 1 項から第 3 項に定める適時の情報提供に係る軽微基準は、以下の各号に定める場合のみ適用される。
 - (1) 不動産投資受益証券型セキュリティトークンの発行者等の場合；
 - イ セキュリティトークンのインサイダー取引類似行為に関する規則第 7 条第 1 項から第 3 項の各号のただし書きに該当する場合。
 - (2) 不動産投資証券型セキュリティトークンの発行者等の場合；
 - イ セキュリティトークンのインサイダー取引類似行為に関する規則第 7 条第 4 項から第 6 項の各号のただし書きに該当する場合。
 - (3) 債券の発行者の場合；
 - イ 規程第 18 条第 3 項第 10 号：発行者の事業の一部休止若しくは廃止の対象となる事業の売上高が、当該発行者等の直近の売上高の 20%未満の場合。
 - ロ 規程第 18 条第 3 項第 15 号：以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合。
 - a. 業務上の提携の場合
 - (a) 業務上の提携の予定日の属する連結会計年度の開始日から、3 年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおいて、当該業務上の提携による連結売上高の増加見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の 10%に相当する額未満の場合。
 - (b) 取引規制府令第 49 条第 10 号イに掲げる事項に該当する場合。
 - b. 業務上の提携の解消の場合
 - (a) 業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度の開始日から、3 年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおいて、当該業務上の提携の解消による連結売上高の減少見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の 10%に相当する額未満の場合。
 - (b) 取引規制府令第 49 条第 10 号ロに掲げる事項に該当する場合。
 - c. 資本提携を伴う業務上の提携又は業務上の提携の解消の場合
 - (a) 新たに取得する相手方の会社の株式又は持分の取得予定価額（業務上の提携の解消の場合は、取得している相手方の株式若しくは持分の帳簿価額）が、直前連結会計年度の末日における連結純資産と連結資本金のいずれか大きい金額の 10%に相当する額未満の場合。

(b) 業務提携の相手方によって新たに取得される予定の株式数(業務上の提携の解消の場合は、相手方に取得されている株式数)が、直前連結会計年度の末日における発行済株式総数の5%未満の場合。

d. 合併会社の設立を伴う業務上の提携又は業務上の提携の解消の場合

(a) 合併会社の設立予定日から3年以内に開始する当該合併会社の事業年度のいずれかの末日における総資産の予想帳簿価額に合併会社設立時の出資比率(所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下本項目において同じ。)を乗じて得たもの(又は合併会社の直前事業年度の末日における総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たもの)が、上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額未満の場合。

(b) 合併会社の設立予定日から3年以内に開始する当該合併会社の事業年度のいずれかにおける予想売上高に出資比率を乗じて得たもの(又は合併会社の直前事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たもの)が、上場会社の直前連結会計年度における連結売上高の10%に相当する額未満の場合。

ハ 規程第18条第3項第16号：以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合。

a. 新たな事業の開始の予定日が属する連結会計年度の開始日から3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおいて、当該新たな事業の開始による連結売上高の増加見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額未満の場合。

b. 新たな事業の開始のために特別に支出する予定額の合計額が、直前連結会計年度の末日における連結固定資産の帳簿価額の10%に相当する額未満の場合。

c. 取引規制府令第49条第14号に定める事項に該当する場合

ニ 規程第18条第3項第18号：金銭の分配において直近の金銭の分配に係る予想の額(無配の予想を含む。金銭の分配に係る予想の額を公表していない場合及び未定として公表している場合にあっては、直前営業期間の実績額。)に比して10%未満の増減の場合。なお、優待に係る大幅な変更の軽微基準は個別に判断するものとする。

- 2 債券型セキュリティトークンの発行者が国内の金融商品取引所の上場会社もしくは上場会社の子会社等(金融商品取引法第166条第5項の規定による。)である場合において、当該発行者が規程第18条第3項各号のいずれかに該当する場合として行うべき適時の情報提供の内容をTDnet(東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービス)において開示した場合には、当該情報をTDnetにおいて開示した旨及びその日時を当社に対して電子メールにて遅滞なく連絡することをもって足りるものとする。

第6条 情報取扱責任者

- 1 規程第24条第1項に規定する施行規則で定める者とは、発行者又は重要関係者の取締役

役若しくは執行役又はこれらに準ずる役職の者をいう。

- 2 情報取扱責任者及びその者を補佐する情報取扱担当者の届出は、当社所定の様式（様式－25）により、取扱開始日までに行うものとする。

第7条 取扱開始後の情報の提供

- 1 規程第 26 条第 1 項に定める流動性に係る情報は、以下の各号とする。
 - (1) 不動産投資受益証券の発行者等の場合、次のイ～ハの事項を記載した書面（様式－26）を毎月末時点にて集計し、集計時点から 5 営業日以内に当社へ提出するものとする。ただし、期中償還が行われた場合には、期中償還日に集計し、期中償還日から 5 営業日以内に当社へ提出するものとする。また、規程第 27 条第 1 項第 1 号ヌ又はルに抵触した場合は、直ちに次のイ及びロにつき報告するものとする。
 - イ 総発行受益権口数
 - ロ 総受益者数
 - ハ 発行者の重要関係者が保有する受益権口数と総発行受益権口数に対する比率
 - (2) 不動産投資証券の発行者等の場合、次のイ～ハの事項を記載した書面（様式－27）を毎月末時点にて集計し、集計時点から 5 営業日以内に当社へ提出するものとする。ただし、期中償還が行われた場合には、期中償還日に集計し、期中償還日から 5 営業日以内に当社へ提出するものとする。また、規程第 27 条第 1 項第 2 号ハ又はニに抵触した場合は、直ちに次のイ及びロにつき報告するものとする。
 - イ 総発行投資口数
 - ロ 総投資主数
 - ハ 発行者の重要関係者が保有する投資口数と総発行投資口数に対する比率
 - (3) 債券の発行者の場合、次のイ及びロの事項を記載した書面（様式－28）を毎月末時点にて集計し、集計時点から 5 営業日以内に当社へ提出するものとする。ただし、期中償還が行われた場合には、期中償還日に集計し、期中償還日から 5 営業日以内に当社へ提出するものとする。また、規程第 27 条第 1 項第 3 号ニ又はホに抵触した場合は、直ちに報告するものとする。
 - イ 総発行残高
 - ロ 総保有者数
- 2 不動産投資受益証券の発行者等は、以下の各号に定める情報を取扱開始後、当社が定める期限までに報告するものとする。
 - (1) 毎計算期間の末日における次のイ～ホの状況を当該末日から起算して 3 か月以内に提出する（様式－29）。

- イ 運用資産の総額
 - ロ 不動産等の額
 - ハ ロ／イで算出される比率
 - ニ 資産総額
 - ホ 純資産額
- (2) 規程第 27 条第 1 項第 1 号イ～ホ、ト、ワ、カ、ヨ、レ及びソのいずれかに該当する場合、若しくはその可能性が生じた場合には、直ちに報告する。
- 3 不動産投資証券の発行者等は、以下の各号に定める情報を取扱開始後、当社が定める期限までに報告するものとする。
- (1) 毎営業期間の末日における次のイ～ホの状況を当該末日から起算して 3 か月以内に提出する（様式－30）。
- イ 運用資産の総額
 - ロ 不動産等の額
 - ハ ロ／イで算出される比率
 - ニ 資産総額
 - ホ 純資産額
- (2) 規程第 27 条第 1 項第 2 号イ（④、⑥及び⑦を除く。）、ロ、ト、チのいずれかに該当する場合、若しくはその可能性が生じた場合には、直ちに報告する。
- 4 債券の発行者は、以下の各号に定める情報を取扱開始後、当社が定める期限までに報告するものとする。
- (1) 毎計算期間の発行者の事業報告書を決算期末から起算して 3 か月以内に提出する。
- (2) 規程第 27 条第 1 項第 3 号イ（②及び⑨を除く。）、ロ、ハ、へのいずれかに該当する場合、若しくはその可能性が生じた場合には、直ちに報告する。
- 5 規程第 27 条における発行者等が反社会的勢力の関与を受けているものとして施行規則で定める関係とは、次の各号に掲げる関係をいう。
- (1) 次のイからへまでに掲げる者のいずれかが暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者（以下この項において「暴力団等反社会的勢力」という。）である関係。
- イ 発行者
 - ロ 発行者の親会社等
 - ハ 発行者の子会社
 - ニ 発行者の役員（取締役、会計参与、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。）をいう。）
 - ホ 発行者の重要関係者
 - へ 発行者の重要関係者の役員
- (2) 前号のほか暴力団等反社会的勢力が発行者等の経営に関与している関係。

第8条 アテンション銘柄への指定

- 1 当社が、規程第 28 条に定める取扱廃止に係る審査を行っている間は、投資者への注意

喚起のために当該銘柄はアテンション銘柄に指定し、売買取引を行うものとする。

- 2 前項に定めるほか、個別の銘柄において、投資者保護上、投資者に対して特別の注意喚起を行う必要があると当社が判断した場合は、当該銘柄をアテンション銘柄と指定することができる。この場合のアテンション銘柄からの解除については、当社がその都度、定める。

第9条 取扱廃止申請書

- 1 規程第 29 条第 1 項に定める取扱廃止申請書の記載事項は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 不動産投資受益証券型セキュリティトークンの場合（様式－31）

- イ 発行者（受託者）の商号及び代表者の役職氏名
- ロ 発行者（委託者）の商号及び代表者の役職氏名
- ハ 資産運用会社の商号及び代表者の役職氏名
- ニ 取扱セキュリティトークンの名称
- ホ サポーターの名称
- ヘ 取扱廃止申請時点における発行受益権口数と保有総受益者数及び受益権を保有する発行者の重要関係者数とその者が保有する合計受益権口数
- ト 取扱廃止を申請する理由
- チ 取扱廃止希望日
- リ 取扱廃止後の一般の受益者の換金方法
- ヌ その他特記事項

- (2) 不動産投資証券型セキュリティトークンの場合（様式－32）

- イ 投資法人の商号及び代表者の役職氏名
- ロ 資産運用会社の商号及び代表者の役職氏名
- ハ 取扱セキュリティトークンの名称
- ニ サポーターの名称
- ホ 取扱廃止申請時点における発行投資口数と保有総投資主数及び投資口を保有する発行者の重要関係者数とその者が保有する合計投資主口数
- ヘ 取扱廃止を申請する理由
- ト 取扱廃止希望日
- チ 取扱廃止後の一般の投資主の換金方法
- リ その他特記事項

- (3) 債券型セキュリティトークンの場合（様式－33）

- イ 発行者の商号及び代表者の役職氏名
- ロ 取扱セキュリティトークンの名称
- ハ 取扱廃止時点における債券の総額、債券の額面金額、発行価額の総額、発行価格、利率、利払日、償還期限、償還方法、格付機関による信用格付け
- ニ サポーターの名称
- ホ 債券管理者の商号及び代表者の役職氏名

- ヘ 取扱廃止申請時点における債券保有者数と総保有高及び債券を保有する発行者の重要関係者数とその者が保有する合計保有高
- ト 取扱廃止を申請する理由
- チ 取扱廃止希望日
- リ 取扱廃止後の一般の債券権者の換金方法
- ヌ その他特記事項

第10条 取扱廃止日

- 1 規程第 30 条に定める取扱廃止日の取扱いは、以下の各号による。ただし、セキュリティトークンの流通市場に著しい影響が及ぶおそれがあり、その他の事由も勘案して当社が各号の定めによることが適当でないと認める場合には、当社がその都度定めるところによる。
 - (1) 規程第 27 条第 1 項第 1 号イ、ロ、ワ、カ、ヨ及びツに定めるところに該当した場合は、該当した日から起算して 1 か月を経過した日。
 - (2) 規程第 27 条第 1 項第 1 号ホ又はソに定めるところに該当する場合は、該当する日の 2 営業日前。
 - (3) 規程第 27 条第 1 項第 1 号ハ、ニ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、タ、レ、ネ及びナに該当した場合は、該当した日から起算して 6 か月を経過した日。
 - (4) 規程第 27 条第 1 項第 2 号イ (①、②、⑧、⑨及び⑩) に定めるところに該当した場合は、該当した日から起算して 1 か月を経過した日。
 - (5) 規程第 27 条第 1 項第 2 号イ (③) に定めるところに該当する場合は、該当する日の 2 営業日前。
 - (6) 規程第 27 条第 1 項第 2 号イ (④、⑤、⑥、⑦及び⑪) に定めるところに該当した場合は、該当した日から起算して 6 か月を経過した日。
 - (7) 規程第 27 条第 1 項第 2 号ロ (①、②及び⑥) 及びトに定めるところに該当した場合は、該当した日から起算して 1 か月を経過した日。
 - (8) 規程第 27 条第 1 項第 2 号ロ (③、④及び⑤)、ハ、ニ、ホ、ヘ、チ及びリに定めるところに該当した場合は、該当した日から起算して 6 か月を経過した日。
 - (9) 規程第 27 条第 1 項第 3 号イ (①) に該当した場合は、発行者たる上場会社又は発行者の親会社たる上場会社が、上場している金融商品取引所において上場廃止となる日の前営業日。
 - (10) 規程第 27 条第 1 項第 3 号ハに定めるところに該当する場合は、該当する日の 2 営業日前。
 - (11) 規程第 27 条第 1 項第 3 号イ (③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧)、ロ及びヘに定めるところに該当した場合は、該当した日から起算して 1 か月を経過した日。
 - (12) 規程第 27 条第 1 項第 3 号イ (②、⑨及び⑩)、ニ、ホ及びトに定めるところに該当した場合は、該当した日から起算して 6 か月を経過した日。
 - (13) 規程第 29 条に定める申請による取扱廃止の場合は、当社が取扱廃止申請を認めた

日から起算して6か月を経過した日。

- 2 前項各号に定める期間においては、当社は当該銘柄をターミネーション銘柄に指定し、売買取引を行うことができるものとする。

第11条 原簿の抹消

- 1 規程第33条の定めにより、当社は、取扱廃止日において、取扱廃止としたセキュリティトークンについて、原簿の記載を抹消するが、抹消記録として、一定の年限保存するものとする。

第12条 取扱いに関する料金

- 1 規程第34条に定める当社のSTARTにおける取扱いに係る料金は以下のとおりとする。

科目	金額（税抜き）
新規取扱審査料	200 千円／銘柄
新規取扱手数料* ₁	50 千円／銘柄 + (募集総額) × 1bps * ₄
年間取扱管理料 (3月31日時点にて算定)* ₂	時価総額 50 億円未満：50 千円／銘柄／年 時価総額 50 億円以上 300 億円未満：100 千円／銘柄／年 時価総額 300 億円以上：200 千円／銘柄／年 * ₄
適時情報提供システム (START-NET) 使用料* ₃	36 千円／年

*1：追加発行が行われた場合は、追加発行総額に 1bps を乗じた額を徴収。なお、既発のセキュリティトークンの新規取扱いの場合は、申請日時点の時価により評価した総額とする。

*2：新規取扱銘柄については、取扱初年度は取扱日から日割計算にて算出。取扱廃止銘柄については、4月1日から取扱廃止日までの日割計算にて算出。日割計算は暦日ベースとする。

*3：取扱銘柄数にかかわらず発行者等の単位にての課金とする。

*4：債券型セキュリティトークンについては、上表において「募集総額」及び「時価総額」とあるのは「債券の総額」と読み替える。

- 2 前項に定める各料金については、START 市場運営上の当社の判断により、一定期間、割引又は免除できるものとする。

附則

- 1 主管は銘柄審査管理部及び取引管理部とする。
- 2 2023 年 10 月 25 日に制定し、2023 年 10 月 25 日から施行する。
- 3 2023 年 11 月 30 日に改定し、2023 年 12 月 1 日から施行する。
- 4 2024 年 10 月 17 日に改定し、2024 年 10 月 18 日から施行する。
- 5 2024 年 11 月 28 日に改定し、2024 年 11 月 29 日から施行する。
- 6 2025 年 1 月 31 日に改定し、2025 年 1 月 31 日から施行する。
- 7 2025 年 10 月 31 日に改定し、2025 年 11 月 1 日から施行する。

(様式－1)

取扱契約書（不動産投資受益証券型セキュリティトークン）

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

本店所在地 _____
 発行者（受託者）名 ⑩
 代表者の
 役職氏名 ⑩

本店所在地 _____
 発行者（委託者）名 ⑩
 代表者の
 役職氏名 ⑩

本店所在地 _____
 資産運用会社名 ⑩
 代表者の
 役職氏名 ⑩

〇〇〇〇〇（発行者（受託者）名）、〇〇〇〇〇（発行者（委託者）名）及び〇〇〇〇〇（資産運用会社名）は、〇〇〇〇〇を大阪デジタルエクスチェンジ株式会社（以下「ODX」という。）が運営するセキュリティトークン取引市場（以下「START」という。）の取扱銘柄とするにつき、ODX が定めた次の事項を承諾します。

1. ODX が現に制定している及び将来制定又は改正することのある START に係る業務規程、セキュリティトークン取扱規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち、当発行者（受託者及び委託者）及び当社（資産運用会社）が取扱いの申請をし、START で取り扱われる不動産投資受益証券型セキュリティトークンに適用のあるすべての規定を遵守すること。
2. 諸規則等に基づいて、ODX が行う不動産投資受益証券型セキュリティトークンに対する取扱廃止、売買停止その他の措置に従うこと。
3. 本契約から生じる又は取扱セキュリティトークンに関する受託者、委託者及び資産運用会社と ODX との間の一切の訴訟等については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすること。

(様式-2)

取扱契約書（不動産投資証券型セキュリティトークン）

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

本店所在地 _____

投資法人名 _____ ㊞

代表者の
役職氏名 _____ ㊞

本店所在地 _____

資産運用会社名 _____ ㊞

代表者の
役職氏名 _____ ㊞

〇〇〇〇〇（投資法人名）及び〇〇〇〇〇（資産運用会社名）は、〇〇〇〇〇を大阪デジタルエクスチェンジ株式会社（以下「ODX」という。）が運営するセキュリティトークン取引市場（以下「START」という。）の取扱銘柄とするにつき、ODXが定めた次の事項を承諾します。

1. ODXが現に制定している及び将来制定又は改正することのあるSTARTに係る業務規程、セキュリティトークン取扱規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち、当投資法人及び当社が取扱いの申請をし、STARTで取り扱われる不動産投資証券型セキュリティトークンに適用のあるすべての規定を遵守すること。
2. 諸規則等に基づいて、ODXが行う不動産投資証券型セキュリティトークンに対する取扱廃止、売買停止その他の措置に従うこと。
3. 本契約から生じる又は取扱セキュリティトークンに関する当投資法人及び当社とODXとの間の一切の訴訟等については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすること。

(様式－3)

取扱契約書（債券型セキュリティトークン）

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

本店所在地

会社名 ⑩

代表者の

役職氏名 ⑩

〇〇〇〇〇（会社名）は、〇〇〇〇〇を大阪デジタルエクスチェンジ株式会社（以下「**ODX**」という。）が運営するセキュリティトークン取引市場（以下「**START**」という。）の取扱銘柄とするにつき、**ODX**が定めた次の事項を承諾します。

1. **ODX**が現に制定している及び将来制定又は改正することのある**START**に係る業務規程、セキュリティトークン取扱規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち、当社が取扱いの申請をし、**START**で取り扱われる債券型セキュリティトークンに適用のあるすべての規定を遵守すること。
2. 諸規則等に基づいて、**ODX**が行う債券型セキュリティトークンに対する取扱廃止、売買停止その他の措置に従うこと。
3. 本契約から生じる又は取扱セキュリティトークンに関する当社と**ODX**との間の一切の訴訟等については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすること。

(様式-4)

新規取扱申請書（不動産投資受益証券型セキュリティトークン）

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

本店所在地 _____

発行者（受託者）名 ⑩ _____

代表者の
役職氏名 ⑩ _____

本店所在地 _____

発行者（委託者）名 ⑩ _____

代表者の
役職氏名 ⑩ _____

本店所在地 _____

資産運用会社名 ⑩ _____

代表者の
役職氏名 ⑩ _____

〇〇〇〇〇（発行者（受託者）名）、〇〇〇〇〇（発行者（委託者）名）及び〇〇〇〇〇（資産運用会社名）は、大阪デジタルエクスチェンジ株式会社（以下「ODX」という。）が定めるセキュリティトークン取扱規程その他諸規則を理解した上で、下記のとおり、ODXが運営するセキュリティトークン取引市場（以下「START」という。）への新規取扱申請を致します。なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記

I. 取扱申請セキュリティトークン

1. 取扱開始予定日における受益権口数及び受益者数（見込み）

銘柄名	総発行口数	受益者数（見込み）
	口	人

(注)

- a. 劣後受益権を発行している場合は、当該劣後受益権の発行口数と保有受益者数を注記してください。

b. 複数の種類の受益権が発行されている場合で、それぞれの受益権を **START** にて取り扱うことを希望される場合は、別の銘柄として取り扱いますので、本申請書を種類受益権ごとに提出してください。

2. 取扱申請日現在未発行の受益権の状況

発行口数	1口当たりの発行価格	1口当たりの発行価額	発行価額の総額
口	円	円	円
申込期間		払込期日	発行年月日
20**/**/** ~ 20**/**/**		20**/**/**	20**/**/**
新受益権交付予定日	発行後受益者数（見込み）	募集の形態	主幹事証券会社
20**/**/**	人	引受 ・ 募集の取扱い	

（注）

a. 劣後受益権を発行する場合は、当該劣後受益権についても上表の同項目の情報を注記してください。

3. 上記 1 及び 2 における重要関係者の保有状況（予定を含む。）

重要関係者名	保有又は 割当口数	発行年月日	取扱開始予定日の 総発行口数に対する比率
	口		%
	口		%
（合計）	口	—	%

（注）

a. 劣後受益権を発行している／発行する場合は、当該劣後受益権についても上表の同項目の情報を注記してください。

4. 金融商品取引法第 24 条第 1 項に規定される有価証券報告書の提出義務

提出義務発生日（予定日）	20**/**/**
--------------	------------

5. 資産運用会社のセキュリティトークン取扱規程第 14 条第 1 項第 12 号に定める団体への加盟状況

加盟団体名	加盟日	会員の種類

6. 取扱申請に係るセキュリティトークンの移転・記録を実行するブロックチェーン・プラットフォーム

プラットフォーム名	運営主体又は運営事務局	運用開始（予定）日

7. 原簿管理者

原簿管理者	運用開始（予定）日

8. ST-Nominator

社名	
----	--

(注)

- a. 適宜、行を追加するなどして、セキュリティトークン取扱規程第 13 条第 3 項第 3 号に該当する場合は、連携取引参加者を併記し、また、ST-Nominator が複数者の場合はその全てを記載してください。

9. セキュリティトークン取扱規程第 14 条第 1 項第 13 号に定める取引参加者

社名	
----	--

10. 投資信託約款において計算期間として定める期間

か月

11. 分配金

分配金の有無	有 ・ 無			
権利確定日				
3 計算期間の予想分配金額	1 期：	円、	2 期：	円、
3 計算期間の予想分配金利回り	1 期：	%、	2 期：	%、
			3 期：	円
				%

12. 繰上げ償還の有無

有 ・ 無

13. 運用資産等の状況

(1) 取扱開始時における資産総額（見込み）

円

(注)

- a. 算出根拠を注記してください。

(2) 取扱開始時における元本等の総額（見込み）

円

(注)

- a. (1) の資産総額から取扱開始時の負債総額を控除した額を記載してください。

b. 算出根拠を注記してください。

(3) 運用資産等の総額

	円
--	---

(注)

a. 内訳を明示の上、算出根拠を注記してください。

(4) 不動産等の額

不動産等の額	円
運用資産総額に占める割合	%

(注)

a. 不動産等の内訳を注記してください。

14. 特記事項

--

(注)

- a. 訴訟事件、行政処分、行政機関等からの指導その他投資信託の運用に重要な影響を与えることが予想される事実がある場合、その概要を記載してください。
- b. 不動産等で特記すべき事項（法令違反、売却予定等）があれば、その内容を記載してください。
- c. 資産運用会社が、委託された資産の運用に係る権限の一部の再委託を行っている場合は再委託の内容を記載してください。

15. 添付書類

以下の書類を添付してください。

- a. セキュリティトークン取扱規程第 14 条第 1 項第 12 号に定める団体への加盟を証する書面の写し
- b. 運用資産の価格算定に係る参考書類（不動産鑑定評価書の写し等）
- c. 物件の契約状況を確認可能な書類

※ 取扱開始までに、本申請書の記載内容に訂正等が発生した場合には、表題を「不動産投資受益証券型セキュリティトークン新規取扱申請訂正通知書」と変更し、1 ページの頭書きと訂正箇所のみを記載した書面を提出してください。

以上

(様式－4－2)

資産運用会社変更申請書（不動産投資受益証券型セキュリティトークン）

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

本店所在地 _____
 発行者（受託者）名 ⑩
 代表者の
 役職氏名 ⑩

本店所在地 _____
 発行者（委託者）名 ⑩
 代表者の
 役職氏名 ⑩

本店所在地 _____
 変更後の資産運用会社名 ⑩
 代表者の
 役職氏名 ⑩

本店所在地 _____
 変更前の資産運用会社名 ⑩
 代表者の
 役職氏名 ⑩

〇〇〇〇〇（発行者（受託者）名）、〇〇〇〇〇（発行者（委託者）名）、〇〇〇〇〇（変更後の資産運用会社名）及び〇〇〇〇〇（変更前の資産運用会社名）は、大阪デジタルエクスチェンジ株式会社（以下「ODX」という。）が定めるセキュリティトークン取扱規程その他諸規則を理解した上で、下記のとおり、ODXが運営するセキュリティトークン取引市場（以下「START」という。）にて取扱われている銘柄に係る資産運用会社の変更の申請を致します。なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記

I. 申請の対象となるセキュリティトークン

1. 銘柄名称、コード

銘柄名称	ISIN コード	START コード

2. 変更後の資産運用会社が当該銘柄の運用業務を開始する日：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

3. 上記 2 における重要関係者の保有状況（予定を含む。）

重要関係者名	保有又は 割当口数	発行年月日	運用業務開始時点の 総発行口数に対する比率
	口		%
	口		%
(合計)	口	—	%

(注)

- a. 劣後受益権を発行している／発行する場合は、当該劣後受益権についても上表の同項目の情報を注記してください。

4. 変更後の資産運用会社のセキュリティトークン取扱規程第 14 条第 1 項第 12 号に定める団体への加盟状況

加盟団体名	加盟日	会員の種類

5. 変更申請に係るセキュリティトークンの移転・記録を実行するブロックチェーン・プラットフォーム

プラットフォーム名	運営主体又は運営事務局	運用開始日

6. 原簿管理者

原簿管理者	運用開始日

7. 特記事項

--

(注)

- a. 訴訟事件、行政処分、行政機関等からの指導その他投資信託の運用に重要な影響を与えることが予想される事実がある場合、その概要を記載してください。
- b. 変更後の資産運用会社が、委託された資産の運用に係る権限の一部の再委託を行っている場合は再委託の内容を記載してください。

8. 添付書類

以下の書類を添付してください。

- a. 変更後資産運用会社について、セキュリティトークン取扱規程第 14 条第 1 項第 12 号に定める団体への加盟を証する書面の写し
- b. 変更後資産運用会社選任に係る受益者代理人及び精算受益者双方の合意、及び受託者の承諾を証する書面の写し

※ 変更後の資産運用会社が当該銘柄の運用業務を開始する日までに、本申請書の記載内容に訂正等が発生した場合には、表題を「不動産投資受益証券型セキュリティトークン資産運用会社変更申請訂正通知書」と変更し、1 ページの頭書きと訂正箇所のみを記載した書面を提出してください。

以上

(様式-5)

新規取扱申請書（不動産投資証券型セキュリティトークン）

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

本店所在地 _____

投資法人名 _____ ㊞

代表者の
役職氏名 _____ ㊞

本店所在地 _____

資産運用会社名 _____ ㊞

代表者の
役職氏名 _____ ㊞

〇〇〇〇〇（投資法人名）及び〇〇〇〇〇（資産運用会社名）は、大阪デジタルエクスチェンジ株式会社（以下「ODX」という。）が定めるセキュリティトークン取扱規程その他諸規則を理解した上で、下記のとおり、ODX が運営するセキュリティトークン取引市場（以下「START」という。）への新規取扱申請を致します。なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記

I. 取扱申請セキュリティトークン

1. 取扱開始予定日における投資口数及び投資主数（見込み）

銘柄名	総発行投資口数	投資主数（見込み）
	口	人

2-1. 取扱申請日現在未発行の投資口の状況（決議済み）

発行口数	発行形態	発行決議日	割当日
口	公募 ・ 分割	20**/**/**	20**/**/**
分割比率	1口当たりの発行価格	1口当たりの発行価額	発行価額の総額
	円	円	円
申込期間		払込期日	発行年月日
20**/**/** ～ 20**/**/**		20**/**/**	20**/**/**
新投資口交付予定日	募集の形態	主幹事証券会社	
20**/**/**	引受 ・ 募集の取扱い		

2-2. 取扱申請日現在未発行の投資口の状況（未決議）

発行口数	発行形態	発行決議日	割当日
口	公募 ・ 分割	20**/**/**	20**/**/**
分割比率	1口当たりの発行価格	1口当たりの発行価額	発行価額の総額
	円	円	円
申込期間		払込期日	発行年月日
20**/**/** ～ 20**/**/**		20**/**/**	20**/**/**
新投資口交付日	募集の形態	主幹事証券会社	
20**/**/**	引受 ・ 募集の取扱い		

（注）

- a. 予定の内容で記載してください。
- b. 未定の場合は、「未定」と記載してください。

3. 上記 1 及び 2 における重要関係者の保有状況（予定を含む。）

重要関係者名	保有又は 割当口数	発行年月日	取扱開始予定日の 総発行口数に対する比率
	口		%
	口		%
（合計）	口	—	%

4. 金融商品取引法第 24 条第 1 項に規定される有価証券報告書の提出義務

提出義務発生日（予定日）	20**/**/**
--------------	------------

5. 資産運用会社のセキュリティトークン取扱規程第 14 条第 2 項第 12 号に定める団体への加盟状況

加盟団体名	加盟日	会員の種類

6. 取扱申請に係るセキュリティトークンの移転・記録を実行するブロックチェーン・プラットフォーム

プラットフォーム名	運営主体又は運営事務局	運用開始（予定）日

7. 投資主名簿管理者

名簿管理者	運用開始（予定）日

8. ST-Nominator

社名	
----	--

(注)

- a. 適宜、行を追加するなどして、セキュリティトークン取扱規程第 13 条第 3 項第 3 号に該当する場合は、連携取引参加者を併記し、また、ST-Nominator が複数者の場合はその全てを記載してください。

9. セキュリティトークン取扱規程第 14 条第 2 項第 13 号に定める取引参加者

社名	
----	--

10. 投資法人の規約において営業期間として定める期間

か月

11. 分配金

分配金の有無	有 ・ 無			
権利確定日				
3 計算期間の予想分配金額	1 期：	円、2 期：	円、3 期：	円
3 計算期間の予想分配金利回り	1 期：	%、2 期：	%、3 期：	%

12. 運用資産等の状況

(1) 取扱開始時における資産総額（見込み）

	円
--	---

(注)

- a. 算出根拠を注記してください。
- b. 資産総額には投資法人の計算に関する規則第 37 条第 3 項第 3 号ロに規定する資産の額は含まないものとします。

(2) 取扱開始時における元本等の総額（見込み）

円

(注)

- a. (1) の資産総額から取扱開始時の負債総額を控除した額を記載してください。
- b. 算出根拠を注記してください。

(3) 運用資産等の総額

円

(注)

- a. 内訳を明示の上、算出根拠を注記してください。

(4) 不動産等の額

不動産等の額	円
運用資産総額に占める割合	%

(注)

- a. 不動産等の内訳を注記してください。

13. 特記事項

--

(注)

- a. 訴訟事件、行政処分、行政機関等からの指導その他投資信託の運用に重要な影響を与えることが予想される事実がある場合、その概要を記載してください。
- b. 不動産等で特記すべき事項（法令違反、売却予定等）があれば、その内容を記載してください。
- c. 資産運用会社が、委託された資産の運用に係る権限の一部の再委託を行っている場合は再委託の内容を記載してください。

14. 添付書類

以下の書類を添付してください。

- a. セキュリティトークン取扱規程第 14 条第 1 項第 12 号に定める団体への加盟を証する書面の写し
- b. 運用資産の価格算定に係る参考書類（不動産鑑定評価書の写し等）
- c. 物件の契約状況を確認可能な書類

※ 取扱開始までに、本申請書の記載内容に訂正等が発生した場合には、表題を「不動産投資証券型セキュリティトークン新規取扱申請訂正通知書」と変更し、1 ページの頭書きと訂正箇所のみを記載した書面を提出してください。

以上

(様式－5－2)

資産運用会社変更申請書（不動産投資証券型セキュリティトークン）

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

本店所在地 _____

投資法人名 _____ ㊞

代表者の
役職氏名 _____ ㊞

本店所在地 _____

変更後の資産運用会社名 _____ ㊞

代表者の
役職氏名 _____ ㊞

本店所在地 _____

変更前の資産運用会社名 _____ ㊞

代表者の
役職氏名 _____ ㊞

〇〇〇〇〇（投資法人名）、〇〇〇〇〇（変更後の資産運用会社名）及び〇〇〇〇〇（変更前の資産運用会社名）は、大阪デジタルエクスチェンジ株式会社（以下「ODX」という。）が定めるセキュリティトークン取扱規程その他諸規則を理解した上で、下記のとおり、ODXが運営するセキュリティトークン取引市場（以下「START」という。）にて取扱われている銘柄に係る資産運用会社の変更の申請を致します。なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記

I. 申請の対象となるセキュリティトークン

1. 銘柄名称、コード

銘柄名称	ISIN コード	START コード

2. 変更後の資産運用会社が当該銘柄の運用業務を開始する日：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

3. 上記 2 における重要関係者の保有状況（予定を含む。）

重要関係者名	保有又は 割当口数	発行年月日	運用業務開始時点の 総発行口数に対する比率
	口		%
	口		%
(合計)	口	—	%

4. 変更後の資産運用会社のセキュリティトークン取扱規程第 14 条第 2 項第 12 号に定める
団体への加盟状況

加盟団体名	加盟日	会員の種類

5. 変更申請に係るセキュリティトークンの移転・記録を実行するブロックチェーン・プラットフォーム

プラットフォーム名	運営主体又は運営事務局	運用開始日

6. 投資主名簿管理者

名簿管理者	運用開始日

7. 特記事項

--

(注)

- a. 訴訟事件、行政処分、行政機関等からの指導その他投資信託の運用に重要な影響を与えることが予想される事実がある場合、その概要を記載してください。
- b. 変更後の資産運用会社が、委託された資産の運用に係る権限の一部の再委託を行っている場合は再委託の内容を記載してください。

8. 添付書類

以下の書類を添付してください。

- a. セキュリティトークン取扱規程第 14 条第 1 項第 12 号に定める団体への加盟を証する書面の写し

※ 変更後の資産運用会社が当該銘柄の運用業務を開始する日までに、本申請書の記載内容に訂正等が発生した場合には、表題を「不動産投資証券型セキュリティトークン資産運用会社変更申請訂正通知書」と変更し、1 ページの頭書きと訂正箇所のみを記載した書面を提出してください。

以上

(様式-6)

新規取扱申請書（債券型セキュリティトークン）

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

本店所在地 _____

会社名 _____ (印)

代表者の _____

役職氏名 _____ (印)

〇〇〇〇〇は、大阪デジタルエクスチェンジ株式会社（以下「ODX」という。）が定めるセキュリティトークン取扱規程その他諸規則を理解した上で、下記のとおり、ODX が運営するセキュリティトークン取引市場（以下「START」という。）への新規取扱申請を致します。なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記

I. 取扱申請セキュリティトークン

1. 取扱開始予定日における額面総額及び社債権者数（見込み）

銘柄名	額面総額	消化件数（見込み）
	百万円	件

2-1. 取扱申請日現在未発行の社債の状況（決議済み）

額面総額	各社債の金額	発行決議日	発行価格	発行価格の総額
百万円	円	20**/**/**	円	円
利払い日 a	償還期限 b	信用格付機関による格付け c	申込期間	
	20**/**/**		20**/**/** ~ 20**/**/**	
払込期日	発行年月日	新債券交付予定日	募集の形態	主幹事証券会社
20**/**/**	20**/**/**	20**/**/**	引受・募集の取扱い	

(注)

- a. 利息の支払方法を注記してください。
- b. 償還方法を注記してください。繰上償還が定められている場合は、その概要を注記してください。

- c. 格付けを取得した信用格付機関名と格付取得日を注記してください。
- d. 財務上の特約が付されている場合は、その概要を注記してください。
- e. 新規発行による手取り資金の主な使途を注記してください。

2-2. 取扱申請日現在未発行の社債の状況（未決議）

額面総額	各社債の金額	発行決議日	発行価格	発行価格の総額
百万円	円	20**/**/**	円	円
利払い日 a	償還期限 b	信用格付機関による格付け c	申込期間	
	20**/**/**		20**/**/** ~ 20**/**/**	
払込期日	発行年月日	新債券交付予定日	募集の形態	主幹事証券会社
20**/**/**	20**/**/**	20**/**/**	引受・募集の取扱い	

(注)

- a. 利息の支払方法を注記してください。
- b. 償還方法を注記してください。
- c. 繰上償還が定められている場合は、その概要を注記してください。格付けを取得した信用格付機関名と格付取得日を注記してください。
- d. 財務上の特約が付されている場合は、その概要を注記してください。
- e. 新規発行による手取り資金の主な使途を注記してください。
- g. 予定の項目は予定の内容で記載してください。又、未定の場合は、「未定」と記載してください。

3. 金融商品取引法第 24 条第 1 項に規定される有価証券報告書の提出義務

提出義務発生日（予定日）	20**/**/**
--------------	------------

(注)

- a. 発行者が金融商品取引所の上場企業の場合は、現在上場している金融商品取引所の市場名と上場日を記載してください。

4. 取扱申請に係るセキュリティトークンの移転・記録を実行するブロックチェーン・プラットフォーム

プラットフォーム名	運営主体又は運営事務局	運用開始（予定）日

5. 社債管理者

名簿管理者	運用開始（予定）日

6. ST-Nominator

社名	
----	--

(注)

- a. 適宜、行を追加するなどして、セキュリティトークン取扱規程第 13 条第 3 項第 3 号に該当する場合は、連携取引参加者を併記し、また、**ST-Nominator** が複数者の場合はその全てを記載してください。

7. セキュリティトークン取扱規程第 14 条第 3 項第 7 号に定める取引参加者

社名	
----	--

8. 発行者の事業の概要

--

(注)

- a. 事業の概要は、取扱申請時点の主たる事業を中心に簡潔に記載してください。

9. 特記事項

--

(注)

- a. 訴訟事件、行政処分、行政機関等からの指導その他事業運営に重要な影響を与えることが予想される事実がある場合、その概要を記載してください。

※ 取扱開始までに、本申請書の記載内容に訂正等が発生した場合には、表題を「債券型セキュリティトークン新規取扱申請訂正通知書」と変更し、1 ページの頭書きと訂正箇所のみを記載した書面を提出してください。

以上

(様式－7)

不動産投資受益証券の発行者等の運用態勢等に関する概要書

[別紙－1]

(様式－8)

犯則行為等確認書（不動産投資受益証券型セキュリティトークン）

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

本店所在地 _____
 発行者（受託者）名 ⑩
 代表者の
 役職氏名 ⑩

本店所在地 _____
 発行者（委託者）名 ⑩
 代表者の
 役職氏名 ⑩

本店所在地 _____
 資産運用会社名 ⑩
 代表者の
 役職氏名 ⑩

〇〇〇〇〇（発行者（受託者）名）、〇〇〇〇〇（発行者（委託者）名）及び〇〇〇〇〇（資産運用会社名）は、〇〇〇〇〇（銘柄名）を大阪デジタルエクスチェンジ株式会社（以下「ODX」という。）が運営するセキュリティトークン取引市場（以下「START」という。）へ新規取扱申請¹を行うに当たり、ODXのセキュリティトークン取扱規程第14条第1項第10号の規定には、抵触していないことを善良な管理者の注意をもって確認致しました。なお、新規取扱申請後、取扱開始日までの間²に抵触する事態が生じた場合には、直ちに ODX へ連絡することを確約致します。

（参考）セキュリティトークン取扱規程第14条第1項第10号

発行者の重要関係者が国内の金融商品取引所の上場会社若しくは上場会社の関連会社でない場合、当該重要関係者の大株主上位10名及び取締役が、金融商品取引法及び関連法令に係る犯則行為により刑事罰又は課徴金納付命令を受けていないこと。ただし、当該刑事罰又は課徴金納付命令を受けた後3年が経過している場合はこの限りでない。

以上

¹ 本確認書を資産運用会社変更申請書に添付する場合、「新規取扱申請」を「資産運用会社変更申請」と読み替えて下さい。

² 上記の場合、「新規取扱申請後、取扱開始日までの間」を「資産運用会社変更申請後、変更後資産運用会社が当該銘柄の運用業務を開始するまでの間」と読み替えて下さい。

(様式－9)

反社会的勢力との関係がないことを示す確認書
(不動産投資受益証券型セキュリティトークン)

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社
代表取締役社長 殿

本店所在地 _____
発行者（受託者）名 ⑩
代表者の
役職氏名 ⑩

本店所在地 _____
発行者（委託者）名 ⑩
代表者の
役職氏名 ⑩

本店所在地 _____
資産運用会社名 ⑩
代表者の
役職氏名 ⑩

〇〇〇〇〇（発行者（受託者）名）、〇〇〇〇〇（発行者（委託者）名）及び〇〇〇〇〇（資産運用会社名）は、各社及び各社の役員並びに大株主、資産運用会社の重要な子会社の役員、〇〇〇〇〇（銘柄名）を構成する主要な取引先、又は主たる受益者（以下「当銘柄関係者」という。）が、反社会的勢力である事実、反社会的勢力が当銘柄関係者の経営に関与している事実、当銘柄関係者が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持・運営に協力若しくは関与している事実及び当銘柄関係者が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実などは善良な管理者の注意をもって把握する限りにおいてありません。

よって、〇〇〇〇〇（発行者（受託者）名）、〇〇〇〇〇（発行者（委託者）名）及び〇〇〇〇〇（資産運用会社名）は、〇〇〇〇〇（銘柄名）を大阪デジタルエクスチェンジ株式会社（以下「ODX」という。）が運営するセキュリティトークン取引市場（以下「START」という。）へ新規取扱申請¹を行うに当たり、当銘柄関係者と反社会的勢力とは一切関係ないことをここに確認致します。

¹ 本確認書を資産運用会社変更申請書に添付する場合、「新規取扱申請」を「資産運用会社変更申請」と読み替えて下さい（以下同じです）。

また、新聞報道その他により、当銘柄関係者と反社会的勢力との関係について〇〇〇〇〇〇（発行者（受託者）名）、〇〇〇〇〇〇（発行者（委託者）名）及び〇〇〇〇〇〇（資産運用会社名）が新たに情報を得た場合には、直ちにその旨及びその内容を **ODX** に報告するとともに、可能な限り速やかに当該情報に係る事実関係を把握・確認し、**ODX** に報告します。

なお、以上について重大な違反事実が判明した場合には、それに関して **ODX** が行う一切の措置について異議はございません。

以上

（注 1）本確認書には以下の内容を記載した書面を添付して提出してください（但し、本確認書を資産運用会社変更申請書に添付する場合、**h** 及び **i** は不要です）。

- a. 資産運用会社の企業グループの概要（グループを構成する各社の名称、本店所在地、役員等、重要な子会社の役員、主要株主及び主要な取引先）。なお、「重要な子会社」とは、直近期の連結財務諸表（総資産、純資産、売上高、営業利益、経常利益、税引前当期純利益、当期純利益のいずれかの項目）への影響が **20%** 以上の子会社を指します。
- b. 資産運用会社の重要な子会社の名称及び本店所在地。
- c. 資産運用会社及びその重要な子会社の役員及び重要な使用人の氏名（ふりがな）、生年月日、経歴、新規取扱申請日時点で兼職している会社・団体等の名称及び本店所在地。
- d. スポンサー（資産運用会社の株主その他の関係者であって、運用資産の取得その他の資産の運用等に主導的な立場で関与する者を指します。また、「スポンサーの企業グループ」とは、スポンサー及びその子会社・関連会社を指します。）の企業グループの概要（グループを構成する各社の名称、本店所在地、役員等、重要な子会社の役員、主要株主及び主要な取引先）。なお、「重要な子会社」とは、直近期の連結財務諸表（総資産、純資産、売上高、営業利益、経常利益、税引前当期純利益、当期純利益のいずれかの項目）への影響が **20%** 以上の子会社を指します。
- e. スポンサーの重要な子会社の名称及び本店所在地。
- f. スポンサー及びその重要な子会社の役員及び重要な使用人の氏名（ふりがな）、生年月日、経歴、新規取扱申請日時点で兼職している会社・団体等の名称及び本店所在地。ただし、スポンサーが金融商品取引所の上場会社である場合は、原則として、本項目の記載は要しません。
- g. スポンサーの大株主上位 **50** 名につき、以下の要領で記載してください。ただし、スポンサーが金融商品取引所の上場会社である場合は、原則として、本項目の記載は要しません。
 - （ア）法人の場合は、名称、本店所在地、代表者氏名
 - （イ）個人の場合は、氏名（ふりがな）、生年月日、住所（市区町村まで）

- (ウ) 投資ファンドの場合は、名称、所在地、運営者、大口出資者
- h. 主な取引先について、以下のそれぞれについて、名称、本店所在地、代表者氏名を記載してください。
- (ア) 主なテナント：当該テナントへの賃貸面積が総賃貸面積の合計の 10%以上を占める（見込みの）もの又は当該テナントからの総賃料収入が総賃料収入の合計の 10%以上を占める（見込みの）もの。
- (イ) 主なプロパティ・マネジメント会社：当該プロパティ・マネジメント会社に運営・管理を委託する賃貸可能面積が総賃貸可能面積の合計の 10%以上を占める（見込みの）もの又は当該プロパティ・マネジメント会社に対する総委託料が総委託料の合計の 10%以上を占める（見込みの）もの。
- (ウ) 資産運用会社の主な取引先：直近期の連結財務諸表ベースの総資産、純資産、売上高、営業利益又は経常利益のいずれかに対して 10%以上を占める（見込みの）もの。
- i. 投資対象の各不動産等の前所有者（前所有者が特別な利害関係にある者である場合には特別な利害関係にある者以前の所有者までを含みます。以下、取得予定不動産等について同様とします。）及び各取得予定不動産等の現所有者の名称、本店所在地について記載してください。
- (注 2)「主たる受益者」が存在しない場合は、削除した文面で提出してください。

(様式－10)

セキュリティトークン取扱いの適正性に関する確認報告書
(不動産投資受益証券型セキュリティトークン)

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社
代表取締役社長 殿

ST-Nominator の商号又は名称 ㊞

代表者の役職氏名 ㊞

当社は、不動産投資受益証券型セキュリティトークンの取扱申請者である _____
(受託者)、 _____ (委託者) 及び _____ (資産運用会社) (以下
「当該発行者等」という。) の発行する〇〇〇〇〇 (銘柄名) について、セキュリ
ティトークン取扱規程第15条第1項各号に掲げる事項に適合する見込みがあるか
の調査 (以下「取扱いの適正性調査」という。) を行いました。

現在までの取扱いの適正性調査の結果、当社は、当該発行者等が当該事項に適
合する見込みがあるものと判断致しました。なお、当社は、今後引き続き調査を行
い、新規取扱開始日までの間に、何らかの異常が認められた場合には、遅滞なく貴
社に報告いたします。

なお、当該発行者等に係る取扱いの適正性調査の過程で、当社が特に重点的に
確認した事項は別紙のとおりです。

以上

【別紙記載例】

(注)

- a. 本別紙には、以下に示す項目のうち、**ST-Nominator** としての取扱いの適正性調査の過程で特に留意した事項、重点的に確認した事項を具体的に記載してください。なお、該当する内容が無い場合には、その旨を記載頂くことでも構いません。
- b. 以下、項目ごとに原則として必ず記載して頂きたいポイントを注記していますが、当該ポイントに限定せず、その他の内容についても貴社の視点からできるだけ広範かつ具体的に記載してください。

1. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 1 号関係（新規取扱申請に係る不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの資産流動化のスキームが、合理性や適切性を欠くものではないこと。）

(注)

- a. これまで取扱い実績のない新たなスキームの場合は、具体的な評価項目と判断の根拠等を具体的に記載してください。
- b. 一般投資者であってもスキームの概要や内在するリスクを理解できるものとなっているか等をどのように評価されたのかも記載してください。

2. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 2 号関係（不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの新規取扱いを申請した者のうち情報の提供を行う者が、当該不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンに関する情報の提供を適正に行うことができる状況にあること。）

(注)

- a. 有価証券報告書等の制度開示に加えて、日本証券業協会の自主規制規則や当社のセキュリティトークン取扱規程で定める適時の情報提供を適正に行い得る体制であるかをどのように確認し、評価したのか、具体的に記載してください。
- b. 内部者取引については、現状、法的には定められていませんが、セキュリティトークンの流通市場として投資者の信頼を得るためには、発行者等においても、情報管理等で一定の規律は求められると考えられます。この観点から、発行者等の内部管理体制をどのように評価されたかも記載してください。

3. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 3 号関係（不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの新規取扱いを申請した者が、資産の運用等を行うに当たって、内部牽制機能を確保するに必要な経営管理組織が、相応に整備され、運用されている状況にあること。）

(注)

- a. ガバナンス機能が有効に機能しているか等の視点で確認、評価した内容を具体的に記載してください。

4. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 4 号関係（不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの新規取扱いを申請した者が、資産の運用等に当たって、法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。）

(注)

- a. 資産運用等に密接な各種法令・規制等の遵守の状況、法令違反防止のための体制の整備及び実際の運用状況について、どのような確認を行い、評価したのかを、具体的に記載してください。
- b. 反社会的勢力との取引排除についての態勢整備や実際の運用状況について、どのような確認を行い、評価したのかを、具体的に記載してください。

5. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 5 号関係（不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの新規取扱いを申請した者が、取引行為その他の資産の運用等を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。またそのような状況が生じる可能性を適切にコントロールしていること。）

(注)

- a. スポンサーを含む企業グループとの取引等における利益相反の管理について、どのような確認を行い、評価したのかを、具体的に記載してください。

6. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 6 号関係（新規取扱申請銘柄に係る金銭の分配又は収益の分配が、原則として取扱開始後継続して行われる見込みのあること。）

(注)

- a. 特に、取引開始後の分配可能性をどのように確認し、評価したのかについて具体的に記載してください。

7. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 7 号関係（新規取扱申請に係る不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの権利移転等が適切に実施される体制にあること。）

(注)

- a. 特に、移転・記録においてイレギュラー事象が発生した際に、発行者等が関与することがありますので、その点を含め、発行者側の運用態勢の構築状況について、どのように確認し、評価したのかについて具体的に記載してください。

8. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 8 号関係（その他公益又は投資者保護の観点から、当社が必要と認める事項。）

（注）

- a. 上記の 7 項目以外で **ST-Nominator** として公益又は投資者保護の観点から、特に留意して調査、確認した点がありましたら、具体的に記載してください。

（様式－10－2）【ST-Nominator が複数者存在し、共同して本確認報告書を提出する場合】

セキュリティトークン取扱いの適正性に関する確認報告書
（不動産投資受益証券型セキュリティトークン）

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社
代表取締役社長 殿

ST-Nominator の商号又は名称 ⑩

代表者の役職氏名 ⑩

ST-Nominator の商号又は名称 ⑩

代表者の役職氏名 ⑩

〇〇〇（社名）及び〇〇〇（社名）は、不動産投資受益証券型セキュリティトークンの取扱申請者である（受託者）、（委託者）及び（資産運用会社）（以下「当該発行者等」という。）の発行する〇〇〇〇〇（銘柄名）について、セキュリティトークン取扱規程第15条第1項各号に掲げる事項に適合する見込みがあるかの調査（以下「取扱いの適正性調査」という。）を行いました。

現在までの取扱いの適正性調査の結果、〇〇〇（社名）及び〇〇〇（社名）は、当該発行者等が当該事項に適合する見込みがあるものと判断致しました。なお、〇〇〇（社名）及び〇〇〇（社名）は、今後引き続き調査を行い、新規取扱開始日までの間に、何らかの異常が認められた場合には、遅滞なく貴社に報告いたします。

なお、当該発行者等に係る取扱いの適正性調査の過程で、〇〇〇（社名）及び〇〇〇（社名）が特に重点的に確認した事項は別紙のとおりです。

以上

【別紙記載例】

(注)

- a. 本別紙には、以下に示す項目のうち、**ST-Nominator** としての取扱いの適正性調査の過程で特に留意した事項、重点的に確認した事項を具体的に記載してください。なお、該当する内容が無い場合には、その旨を記載頂くことでも構いません。
- b. 以下、項目ごとに原則として必ず記載して頂きたいポイントを注記していますが、当該ポイントに限定せず、その他の内容についても貴社の視点からできるだけ広範かつ具体的に記載してください。
- c. 共同する **ST-Nominator** が 3 者以上の場合は、適宜、追加修正をしてください。

1. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 1 号関係（新規取扱申請に係る不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの資産流動化のスキームが、合理性や適切性を欠くものではないこと。）

(注)

- a. これまで取扱い実績のない新たなスキームの場合は、具体的な評価項目と判断の根拠等を具体的に記載してください。
- b. 一般投資者であってもスキームの概要や内在するリスクを理解できるものとなっているか等をどのように評価されたのかも記載してください。

2. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 2 号関係（不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの新規取扱いを申請した者のうち情報の提供を行う者が、当該不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンに関する情報の提供を適正に行うことができる状況にあること。）

(注)

- a. 有価証券報告書等の制度開示に加えて、日本証券業協会の自主規制規則や当社のセキュリティトークン取扱規程で定める適時の情報提供を適正に行い得る体制であるかをどのように確認し、評価したのか、具体的に記載してください。
- b. 内部者取引については、現状、法的には定められていませんが、セキュリティトークンの流通市場として投資者の信頼を得るためには、発行者等においても、情報管理等で一定の規律は求められると考えられます。この観点から、発行者等の内部管理体制をどのように評価されたのかも記載してください。

3. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 3 号関係（不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの新規取扱いを申請した者が、資産の運用等を行うに当たって、内部牽制機能を確保するに必要な経営管理組織が、相応に整備され、運用されている状況にあること。）

(注)

- a. ガバナンス機能が有効に機能しているか等の視点で確認、評価した内容を具体的に記載してください。

4. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 4 号関係（不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの新規取扱いを申請した者が、資産の運用等に当たって、法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。）

(注)

- a. 資産運用等に密接な各種法令・規制等の遵守の状況、法令違反防止のための体制の整備及び実際の運用状況について、どのような確認を行い、評価したのかを、具体的に記載してください。
- b. 反社会的勢力との取引排除についての態勢整備や実際の運用状況について、どのような確認を行い、評価したのかを、具体的に記載してください。

5. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 5 号関係（不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの新規取扱いを申請した者が、取引行為その他の資産の運用等を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。またそのような状況が生じる可能性を適切にコントロールしていること。）

(注)

- a. スポンサーを含む企業グループとの取引等における利益相反の管理について、どのような確認を行い、評価したのかを、具体的に記載してください。

6. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 6 号関係（新規取扱申請銘柄に係る金銭の分配又は収益の分配が、原則として取扱開始後継続して行われる見込みのあること。）

(注)

- a. 特に、取引開始後の分配可能性をどのように確認し、評価したのかについて具体的に記載してください。

7. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 7 号関係（新規取扱申請に係る不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの権利移転等が適切に実施される体制にあること。）

(注)

- a. 特に、移転・記録においてイレギュラー事象が発生した際に、発行者等が関与することがありますので、その点を含め、発行者側の運用態勢の構築状況について、どのように確認し、評価したのかについて具体的に記載してください。

8. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 8 号関係（その他公益又は投資者保護の観点から、当社が必要と認める事項。）

（注）

- a. 上記の 7 項目以外で **ST-Nominator** として公益又は投資者保護の観点から、特に留意して調査、確認した点がありましたら、具体的に記載してください。

(様式－10－3)【規程第13条第3項第3号に該当する場合】

セキュリティトークン取扱いの適正性に関する確認報告書
(不動産投資受益証券型セキュリティトークン)

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社
代表取締役社長 殿

ST-Nominator の商号又は名称 ㊞

代表者の役職氏名 ㊞

連携取引参加者の商号又は名称 ㊞

代表者の役職氏名 ㊞

当社は、不動産投資受益証券型セキュリティトークンの取扱申請者である _____
(受託者)、 _____ (委託者) 及び _____ (資産運用会社) (以下
「当該発行者等」という。) の発行する〇〇〇〇〇 (銘柄名) について、セキュリ
ティトークン取扱規程第15条第1項各号に掲げる事項に適合する見込みがあるか
の調査 (以下「取扱いの適正性調査」という。) を行いました。また、連携取引参
加者である〇〇〇 (社名) は、当社の取扱い適正性調査の内容を確認いたしました。

現在までの取扱いの適正性調査の結果、当社及び〇〇〇 (連携取引参加者名)
は、当該発行者等が当該事項に適合する見込みがあるものと判断致しました。な
お、当社及び〇〇〇 (連携取引参加者名) は、今後引き続き調査を行い、新規取扱
開始日までの間に、何らかの異常が認められた場合には、遅滞なく貴社に報告い
たします。

なお、当該発行者等に係る取扱いの適正性調査の過程で、当社が特に重点的に
確認した事項は別紙のとおりです。

以上

【別紙記載例】

(注)

- a. 本別紙には、以下に示す項目のうち、**ST-Nominator** としての取扱いの適正性調査の過程で特に留意した事項、重点的に確認した事項を具体的に記載してください。なお、該当する内容が無い場合には、その旨を記載頂くことでも構いません。
- b. 以下、項目ごとに原則として必ず記載して頂きたいポイントを注記していますが、当該ポイントに限定せず、その他の内容についても貴社の視点からできるだけ広範かつ具体的に記載してください。

1. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 1 号関係（新規取扱申請に係る不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの資産流動化のスキームが、合理性や適切性を欠くものではないこと。）

(注)

- a. これまで取扱い実績のない新たなスキームの場合は、具体的な評価項目と判断の根拠等を具体的に記載してください。
- b. 一般投資者であってもスキームの概要や内在するリスクを理解できるものとなっているか等をどのように評価されたのかも記載してください。

2. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 2 号関係（不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの新規取扱いを申請した者のうち情報の提供を行う者が、当該不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンに関する情報の提供を適正に行うことができる状況にあること。）

(注)

- a. 有価証券報告書等の制度開示に加えて、日本証券業協会の自主規制規則や当社のセキュリティトークン取扱規程で定める適時の情報提供を適正に行い得る体制であるかをどのように確認し、評価したのか、具体的に記載してください。
- b. 内部者取引については、現状、法的には定められていませんが、セキュリティトークンの流通市場として投資者の信頼を得るためには、発行者等においても、情報管理等で一定の規律は求められると考えられます。この観点から、発行者等の内部管理体制をどのように評価されたのかも記載してください。

3. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 3 号関係（不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの新規取扱いを申請した者が、資産の運用等を行うに当たって、内部牽制機能を確保するに必要な経営管理組織が、相応に整備され、運用されている状況にあること。）

(注)

- a. ガバナンス機能が有効に機能しているか等の視点で確認、評価した内容を具体的に記載してください。

- 4. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 4 号関係（不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの新規取扱いを申請した者が、資産の運用等に当たって、法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。）

(注)

- a. 資産運用等に密接な各種法令・規制等の遵守の状況、法令違反防止のための体制の整備及び実際の運用状況について、どのような確認を行い、評価したのかを、具体的に記載してください。
- b. 反社会的勢力との取引排除についての態勢整備や実際の運用状況について、どのような確認を行い、評価したのかを、具体的に記載してください。

- 5. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 5 号関係（不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの新規取扱いを申請した者が、取引行為その他の資産の運用等を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。またそのような状況が生じる可能性を適切にコントロールしていること。）

(注)

- a. スポンサーを含む企業グループとの取引等における利益相反の管理について、どのような確認を行い、評価したのかを、具体的に記載してください。

- 6. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 6 号関係（新規取扱申請銘柄に係る金銭の分配又は収益の分配が、原則として取扱開始後継続して行われる見込みのあること。）

(注)

- a. 特に、取引開始後の分配可能性をどのように確認し、評価したのかについて具体的に記載してください。

- 7. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 7 号関係（新規取扱申請に係る不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの権利移転等が適切に実施される体制にあること。）

(注)

- a. 特に、移転・記録においてイレギュラー事象が発生した際に、発行者等が関与することがありますので、その点を含め、発行者側の運用態勢の構築状況について、どのように確認し、評価したのかについて具体的に記載してください。

8. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 8 号関係（その他公益又は投資者保護の観点から、当社が必要と認める事項。）

（注）

- a. 上記の 7 項目以外で **ST-Nominator** として公益又は投資者保護の観点から、特に留意して調査、確認した点がありましたら、具体的に記載してください。

(様式－11)

公募又は売出しの予定を記載した書面
(不動産投資受益証券型セキュリティトークン)

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

発行者等代表としての

資産運用会社名 _____

資産運用会社

代表者の役職氏名 _____ ⑩

元引受証券会社名 _____

代表者の役職氏名 _____ ⑩

元引受証券会社名 _____

代表者の役職氏名 _____ ⑩

新規取扱申請銘柄の取扱開始前の公募（売出し）を下記のとおり実施します。

また、当該公募（売出し）実施後、貴社に提出する書面については、上記の元引受証券会社のうち〇〇〇〇〇〇が代表して発行者等代表としての資産運用会社と連名にて提出します。*1

記

1. 公募（売出し）の概要

(1) 銘柄名	
(2) 公募・売出しの別	
(3) 公募（売出し）総口数	口
(4) 需要調査期間*2	20**/**/**～20**/**/**
(5) 申込期間	20**/**/**～20**/**/**
(6) 払込期日（公募の場合）	20**/**/**
(7) 新セキュリティトークン交付日（受渡日）	20**/**/**
(8) 公募（売出し）後の重要関係者の保有口数	口となる見込み
(9) 公募（売出し）後の重要関係者の総口数に対する保有比率	%となる見込み
(備考)	

(注)

*1：募集の取扱いの場合は、「元引受」→「主募集の取扱い」など適宜読み替えて提出してください。（項番2以降の項目についても同様。）

*2：公募・売出しの価格決定に際して、ブックビルディング方式を採用している場合のみ記載してください。

2. 公募（売出し）セキュリティトークンの元引受契約等を締結する金融商品取引業者若しくは外国証券業者別割当状況

	件数	口数
証券	件	口
証券	件	口
合 計	件	口

3. 売出し人の氏名・売出し口数

氏名	口数
	口
	口
合 計	口

4. 公募（売出し）後の重要関係者（若しくはそれに準ずる者）の詳細保有状況（見込み）

名称又は氏名	保有口数	総口数に対する保有比率	発行者等との関係
	口	%	
	口	%	
合 計	口	%	

5. 受益者の状況

重要関係者（若しくはそれに準ずる者）が保有している（保有する見込みの）セキュリティトークンを除いた状況；

直近確定日現在の受益者数	取扱い開始日までの増減 (うち公募・売出しによる増減)	取扱い開始日予定受益者数 a.
名	名 (名)	名

(注)

a. 予定受益者数算出の根拠を注記してください。

以上

(様式－12)

公募又は売出し実施通知書
(不動産投資受益証券型セキュリティトークン)

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社
代表取締役社長 殿

発行者等代表としての
資産運用会社名 _____
資産運用会社
代表者の役職氏名 _____ ⑩

元引受証券会社名 _____
代表者の役職氏名 _____ ⑩

〇〇〇〇〇 (銘柄名) の募集を下記のとおり実施しましたので、通知致します。

記

1. 公募 (売出し) の概要

(1) 募集総受益権口数	口
(2) 上記 (1) のうち同業者委託口数	口
(3) 需要調査期間*1	20**/**/**～20**/**/**
(4) 申込期間	20**/**/**～20**/**/**
(5) 払込期日 (公募の場合)	20**/**/**
(6) 新セキュリティトークン交付日 (受渡日)	20**/**/**
(7) 発行価格 (売出し価格)	円 (20**/**/**決定)

(注)

*1: 募集価格決定に際して、ブックビルディング方式を採用した場合のみ記載してください。

*2: 募集の取扱いの場合は、「元引受」→「主募集の取扱い」など適宜読み替えて提出してください。

2. 募集の実施状況

	件数	口数
(1) 公募又は売出し受益権口取得者	件	口
(2) 上記(1)のうち発行者等の指定する取得先	件	口
(3) 金融商品取引業者(募集残口)	件	口
合 計	件	口

3. 募集後の分布状況

取扱開始時の重要関係者(若しくはそれに準ずる者)保有口数(A)	口
取扱開始時の受益権総口数(B)	口
重要関係者(若しくはそれに準ずる者)の保有割合(A/B)	%

(注) 公募又は売出しの実施予定を記載した書面提出時と差異がある場合は、その理由を記載してください。

重要関係者(若しくはそれに準ずる者)を除いた受益者数	名
----------------------------	---

以上

(様式－13)

不動産投資証券の発行者等の運用態勢等に関する概要書

[別紙－2]

(様式－14)

犯則行為等確認書（不動産投資証券型セキュリティトークン）

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

本店所在地 _____

投資法人名 _____ ㊞

代表者の
役職氏名 _____ ㊞

本店所在地 _____

資産運用会社名 _____ ㊞

代表者の
役職氏名 _____ ㊞

〇〇〇〇〇（投資法人名）及び〇〇〇〇〇（資産運用会社名）は、〇〇〇〇〇（銘柄名）を大阪デジタルエクスチェンジ株式会社（以下「ODX」という。）が運営するセキュリティトークン取引市場（以下「START」という。）へ新規取扱申請¹を行うに当たり、ODXのセキュリティトークン取扱規程第14条第2項第10号の規定には、抵触していないことを善良な管理者の注意をもって確認致しました。

なお、新規取扱申請後、取扱開始日までの間²に抵触する事態が生じた場合には、直ちにODXへ連絡することを確約致します。

（参考）セキュリティトークン取扱規程第14条第2項第10号

発行者の重要関係者が国内の金融商品取引所の上場会社若しくは上場会社の関連会社でない場合、当該重要関係者の大株主上位10名及び取締役が、金融商品取引法及び関連法令に係る犯則行為により刑事罰又は課徴金納付命令を受けていないこと。ただし、当該刑事罰又は課徴金納付命令を受けた後3年が経過している場合はこの限りでない。

¹ 本確認書を資産運用会社変更申請書に添付する場合、「新規取扱申請」を「資産運用会社変更申請」と読み替えて下さい。

² 上記の場合、「新規取扱申請後、取扱開始日までの間」を「資産運用会社変更申請後、変更後資産運用会社が当該銘柄の運用業務を開始するまでの間」と読み替えて下さい。

(様式－15)

反社会的勢力との関係がないことを示す確認書
(不動産投資証券型セキュリティトークン)

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社
代表取締役社長 殿

本店所在地 _____
投資法人名 _____ ㊞
代表者の
役職氏名 _____ ㊞

本店所在地 _____
資産運用会社名 _____ ㊞
代表者の
役職氏名 _____ ㊞

〇〇〇〇〇 (投資法人名) 及び 〇〇〇〇〇 (資産運用会社名) は、当社及び資産運用会社の役員並びに大株主、資産運用会社の重要な子会社の役員、〇〇〇〇〇 (銘柄名) を構成する主要な取引先、又は主たる投資主 (以下「当銘柄関係者」という。) が、反社会的勢力である事実、反社会的勢力が当銘柄関係者の経営に関与している事実、当銘柄関係者が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持・運営に協力若しくは関与している事実及び当銘柄関係者が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実などは、善良な管理者の注意をもって把握する限りにおいてありません。

よって、〇〇〇〇〇 (投資法人名) 及び 〇〇〇〇〇 (資産運用会社名) は、〇〇〇〇〇 (銘柄名) を大阪デジタルエクスチェンジ株式会社 (以下「ODX」という。) が運営するセキュリティトークン取引市場 (以下「START」という。) へ新規取扱申請¹を行うに当たり、当銘柄関係者と反社会的勢力とは一切関係ないことをここに確認致します。

また、新聞報道その他により、当銘柄関係者と反社会的勢力との関係について 〇〇〇〇〇 (投資法人名) 及び 〇〇〇〇〇 (資産運用会社名) が新たに情報を得た場合には、直ちにその旨及びその内容を ODX に報告するとともに、可能な限り速やかに当該情報に係る事実関係を把握・確認し、ODX に報告します。

なお、以上について重大な違反事実が判明した場合には、それに関して ODX が行う一切の措置について異議はございません。

¹ 本確認書を資産運用会社変更申請書に添付する場合、「新規取扱申請」を「資産運用会社変更申請」と読み替えて下さい (以下同じです)。

以上

(注 1) 本確認書には以下の内容を記載した書面を添付して提出してください(但し、本確認書を資産運用会社変更申請書に添付する場合、h 及び i は不要です)。

- a. 投資法人及び資産運用会社の企業グループの概要(グループを構成する各社の名称、本店所在地、役員等、重要な子会社の役員、主要株主及び主要な取引先)。なお、「重要な子会社」とは、直近期の連結財務諸表(総資産、純資産、売上高、営業利益、経常利益、税引前当期純利益、当期純利益のいずれかの項目)への影響が 20%以上の子会社を指します。
- b. 投資法人及び資産運用会社の重要な子会社の名称及び本店所在地。
- c. 投資法人及び資産運用会社並びにその重要な子会社の役員及び重要な使用人の氏名(ふりがな)、生年月日、経歴、新規取扱申請日時時点で兼職している会社・団体等の名称及び本店所在地。
- d. スポンサーの企業グループの概要(グループを構成する各社の名称、本店所在地、役員等、重要な子会社の役員、主要株主及び主要な取引先)。なお、「重要な子会社」とは、直近期の連結財務諸表(総資産、純資産、売上高、営業利益、経常利益、税引前当期純利益、当期純利益のいずれかの項目)への影響が 20%以上の子会社を指します。
- e. スポンサーの重要な子会社の名称及び本店所在地。
- f. スポンサー及びその重要な子会社の役員及び重要な使用人の氏名(ふりがな)、生年月日、経歴、新規取扱申請日時時点で兼職している会社・団体等の名称及び本店所在地。ただし、スポンサーが金融商品取引所の上場会社である場合は、原則として、本項目の記載は要しません。
- g. スポンサーの大株主上位 50 名につき、以下の要領で記載してください。ただし、スポンサーが金融商品取引所の上場会社である場合は、原則として、本項目の記載は要しません。
 - (ア) 法人の場合は、名称、本店所在地、代表者氏名
 - (イ) 個人の場合は、氏名(ふりがな)、生年月日、住所(市区町村まで)
 - (ウ) 投資ファンドの場合は、名称、所在地、運営者、大口出資者
- h. 主な取引先について、以下のそれぞれについて、名称、本店所在地、代表者氏名を記載してください。
 - (ア) 主なテナント：当該テナントへの賃貸面積が総賃貸面積の合計の 10%以上を占める(見込みの)もの又は当該テナントからの総賃料収入が総賃料収入の合計の 10%以上を占める(見込みの)もの。
 - (イ) 主なプロパティ・マネジメント会社：当該プロパティ・マネジメント会社に運営・管理を委託する賃貸可能面積が総賃貸可能面積の合計の 10%以上を占める(見込みの)もの又は当該プロパティ・マネジメント会社に対する総委託料が総委託料の合計の 10%以上を占める(見込みの)もの。

- (ウ) 資産運用会社の主な取引先：直近期の連結財務諸表ベースの総資産、純資産、売上高、営業利益又は経常利益のいずれかに対して 10%以上を占める（見込みの）もの。
- i. 投資対象の各不動産等の前所有者（前所有者が特別な利害関係にある者である場合には特別な利害関係にある者以前の所有者までを含みます。以下、取得予定不動産等について同様とします。）及び各取得予定不動産等の現所有者の名称、本店所在地について記載してください。

(様式－16)

セキュリティトークン取扱いの適正性に関する確認報告書
(不動産投資証券型セキュリティトークン)

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社
代表取締役社長 殿

ST-Nominator の商号又は名称 ㊞

代表者の役職氏名 ㊞

当社は、不動産投資証券型セキュリティトークンの取扱申請者である _____
(投資法人) 及び _____ (資産運用会社) (以下「当該発行者等」という。)
の発行する〇〇〇〇〇 (銘柄名) について、セキュリティトークン取扱規程第15
条第1項各号に掲げる事項に適合する見込みがあるかの調査 (以下「取扱いの適正
性調査」という。) を行いました。

現在までの取扱いの適正性調査の結果、当社は、当該発行者等が当該事項に適
合する見込みがあるものと判断致しました。なお、当社は、今後引き続き調査を行
い、新規取扱開始日までの間に、何らかの異常が認められた場合には、遅滞なく貴
社に報告いたします。

なお、当該発行者等に係る取扱いの適正性調査の過程で、当社が特に重点的に
確認した事項は別紙のとおりです。

以上

【別紙記載例】

(注)

- a. 本別紙には、以下に示す項目のうち、**ST-Nominator** としての取扱いの適正性調査の過程で特に留意した事項、重点的に確認した事項を具体的に記載してください。なお、該当する内容が無い場合には、その旨を記載頂くことでも構いません。
- b. 以下、項目ごとに原則として必ず記載して頂きたいポイントを注記していますが、当該ポイントに限定せず、その他の内容についても貴社の視点からできるだけ広範かつ具体的に記載してください。

1. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 1 号関係（新規取扱申請に係る不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの資産流動化のスキームが、合理性や適切性を欠くものではないこと。）

(注)

- a. これまで取扱い実績のない新たなスキームの場合は、具体的な評価項目と判断の根拠等を具体的に記載してください。
- b. 一般投資者であってもスキームの概要や内在するリスクを理解できるものとなっているか等をどのように評価されたのかも記載してください。

2. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 2 号関係（不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの新規取扱いを申請した者のうち情報の提供を行う者が、当該不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンに関する情報の提供を適正に行うことができる状況にあること。）

(注)

- a. 有価証券報告書等の制度開示に加えて、日本証券業協会の自主規制規則や当社のセキュリティトークン取扱規程で定める適時の情報提供を適正に行い得る体制であるかをどのように確認し、評価したのか、具体的に記載してください。
- b. 内部者取引については、現状、法的には定められていませんが、セキュリティトークンの流通市場として投資者の信頼を得るためには、発行者等においても、情報管理等で一定の規律は求められると考えられます。この観点から、発行者等の内部管理体制をどのように評価されたのかも記載してください。

3. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 3 号関係（不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの新規取扱いを申請した者が、資産の運用等を行うに当たって、内部牽制機能を確保するに必要な経営管理組織が、相応に整備され、運用されている状況にあること。）

(注)

- a. ガバナンス機能が有効に機能しているか等の視点で確認、評価した内容を具体的に記載してください。

- 4. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 4 号関係（不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの新規取扱いを申請した者が、資産の運用等に当たって、法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。）

(注)

- a. 資産運用等に密接な各種法令・規制等の遵守の状況、法令違反防止のための体制の整備及び実際の運用状況について、どのような確認を行い、評価したのかを、具体的に記載してください。
- b. 反社会的勢力との取引排除についての態勢整備や実際の運用状況について、どのような確認を行い、評価したのかを、具体的に記載してください。

- 5. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 5 号関係（不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの新規取扱いを申請した者が、取引行為その他の資産の運用等を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。またそのような状況が生じる可能性を適切にコントロールしていること。）

(注)

- a. スポンサーを含む企業グループとの取引等における利益相反の管理について、どのような確認を行い、評価したのかを、具体的に記載してください。

- 6. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 6 号関係（新規取扱申請銘柄に係る金銭の分配又は収益の分配が、原則として取扱開始後継続して行われる見込みのあること。）

(注)

- a. 特に、取引開始後の分配可能性をどのように確認し、評価したのかについて具体的に記載してください。

- 7. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 7 号関係（新規取扱申請に係る不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの権利移転等が適切に実施される体制にあること。）

(注)

- a. 特に、移転・記録においてイレギュラー事象が発生した際に、発行者等が関与することがありますので、その点を含め、発行者側の運用態勢の構築状況について、どのように確認し、評価したのかについて具体的に記載してください。

8. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 8 号関係（その他公益又は投資者保護の観点から、当社が必要と認める事項。）

（注）

- a. 上記の 7 項目以外で ST-Nominator として公益又は投資者保護の観点から、特に留意して調査、確認した点がありましたら、具体的に記載してください。

（様式－16－2）【ST-Nominator が複数者存在し、共同して本確認報告書を提出する場合】

セキュリティトークン取扱いの適正性に関する確認報告書
（不動産投資証券型セキュリティトークン）

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社
代表取締役社長 殿

ST-Nominator の商号又は名称 ⑩

代表者の役職氏名 ⑩

ST-Nominator の商号又は名称 ⑩

代表者の役職氏名 ⑩

〇〇〇（社名）及び〇〇〇（社名）は、不動産投資証券型セキュリティトークンの取扱申請者である（投資法人）及び（資産運用会社）（以下「当該発行者等」という。）の発行する〇〇〇〇〇（銘柄名）について、セキュリティトークン取扱規程第15条第1項各号に掲げる事項に適合する見込みがあるかの調査（以下「取扱いの適正性調査」という。）を行いました。

現在までの取扱いの適正性調査の結果、〇〇〇（社名）及び〇〇〇（社名）は、当該発行者等が当該事項に適合する見込みがあるものと判断致しました。なお、

〇〇〇（社名）及び〇〇〇（社名）は、今後引き続き調査を行い、新規取扱開始日までの間に、何らかの異常が認められた場合には、遅滞なく貴社に報告いたします。

なお、当該発行者等に係る取扱いの適正性調査の過程で、〇〇〇（社名）及び〇〇〇（社名）が特に重点的に確認した事項は別紙のとおりです。

以上

【別紙記載例】

(注)

- a. 本別紙には、以下に示す項目のうち、**ST-Nominator** としての取扱いの適正性調査の過程で特に留意した事項、重点的に確認した事項を具体的に記載してください。なお、該当する内容が無い場合には、その旨を記載頂くことでも構いません。
- b. 以下、項目ごとに原則として必ず記載して頂きたいポイントを注記していますが、当該ポイントに限定せず、その他の内容についても貴社の視点からできるだけ広範かつ具体的に記載してください。
- c. 共同する **ST-Nominator** が 3 者以上の場合は、適宜、追加修正をしてください。

1. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 1 号関係（新規取扱申請に係る不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの資産流動化のスキームが、合理性や適切性を欠くものではないこと。）

(注)

- a. これまで取扱い実績のない新たなスキームの場合は、具体的な評価項目と判断の根拠等を具体的に記載してください。
- b. 一般投資者であってもスキームの概要や内在するリスクを理解できるものとなっているか等をどのように評価されたのかも記載してください。

2. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 2 号関係（不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの新規取扱いを申請した者のうち情報の提供を行う者が、当該不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンに関する情報の提供を適正に行うことができる状況にあること。）

(注)

- a. 有価証券報告書等の制度開示に加えて、日本証券業協会の自主規制規則や当社のセキュリティトークン取扱規程で定める適時の情報提供を適正に行い得る体制であるかをどのように確認し、評価したのか、具体的に記載してください。
- b. 内部者取引については、現状、法的には定められていませんが、セキュリティトークンの流通市場として投資者の信頼を得るためには、発行者等においても、情報管理等で一定の規律は求められると考えられます。この観点から、発行者等の内部管理体制をどのように評価されたのかも記載してください。

3. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 3 号関係（不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの新規取扱いを申請した者が、資産の運用等を行うに当たって、内部牽制機能を確保するに必要な経営管理組織が、相応に整備され、運用されている状況にあること。）

(注)

- a. ガバナンス機能が有効に機能しているか等の視点で確認、評価した内容を具体的に記載してください。

- 4. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 4 号関係（不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの新規取扱いを申請した者が、資産の運用等に当たって、法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。）

(注)

- a. 資産運用等に密接な各種法令・規制等の遵守の状況、法令違反防止のための体制の整備及び実際の運用状況について、どのような確認を行い、評価したのかを、具体的に記載してください。
- b. 反社会的勢力との取引排除についての態勢整備や実際の運用状況について、どのような確認を行い、評価したのかを、具体的に記載してください。

- 5. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 5 号関係（不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの新規取扱いを申請した者が、取引行為その他の資産の運用等を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。またそのような状況が生じる可能性を適切にコントロールしていること。）

(注)

- a. スポンサーを含む企業グループとの取引等における利益相反の管理について、どのような確認を行い、評価したのかを、具体的に記載してください。

- 6. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 6 号関係（新規取扱申請銘柄に係る金銭の分配又は収益の分配が、原則として取扱開始後継続して行われる見込みのあること。）

(注)

- a. 特に、取引開始後の分配可能性をどのように確認し、評価したのかについて具体的に記載してください。

- 7. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 7 号関係（新規取扱申請に係る不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの権利移転等が適切に実施される体制にあること。）

(注)

- a. 特に、移転・記録においてイレギュラー事象が発生した際に、発行者等が関与することがありますので、その点を含め、発行者側の運用態勢の構築状況について、どのように確認し、評価したのかについて具体的に記載してください。

8. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 8 号関係（その他公益又は投資者保護の観点から、当社が必要と認める事項。）

（注）

- a. 上記の 7 項目以外で ST-Nominator として公益又は投資者保護の観点から、特に留意して調査、確認した点がありましたら、具体的に記載してください。

(様式－16－3)【規程第13条第3項第3号に該当する場合】

セキュリティトークン取扱いの適正性に関する確認報告書
(不動産投資証券型セキュリティトークン)

年 月 日

大阪デジタルエクステンジ株式会社
代表取締役社長 殿

ST-Nominator の商号又は名称 ㊞

代表者の役職氏名 ㊞

連携取引参加者の商号又は名称 ㊞

代表者の役職氏名 ㊞

〇〇〇（社名）は、不動産投資証券型セキュリティトークンの取扱申請者である
_____（投資法人）及び _____（資産運用会社）（以下「当該発行者等」
という。）の発行する〇〇〇〇〇（銘柄名）について、セキュリティトークン取扱
規程第15条第1項各号に掲げる事項に適合する見込みがあるかの調査（以下「取扱
いの適正性調査」という。）を行いました。また、連携取引参加者である〇〇〇（社
名）は、当社の取扱い適正性調査の内容を確認いたしました。

現在までの取扱いの適正性調査の結果、当社及び〇〇〇（連携取引参加者名）
は、当該発行者等が当該事項に適合する見込みがあるものと判断いたしました。
なお、当社及び〇〇〇（連携取引参加者名）は、今後引き続き調査を行い、新規取
扱開始日までの間に、何らかの異常が認められた場合には、遅滞なく貴社に報告
いたします。

なお、当該発行者等に係る取扱いの適正性調査の過程で、当社が特に重点的に
確認した事項は別紙のとおりです。

以上

【別紙記載例】

(注)

- a. 本別紙には、以下に示す項目のうち、**ST-Nominator** としての取扱いの適正性調査の過程で特に留意した事項、重点的に確認した事項を具体的に記載してください。なお、該当する内容が無い場合には、その旨を記載頂くことでも構いません。
- b. 以下、項目ごとに原則として必ず記載して頂きたいポイントを注記していますが、当該ポイントに限定せず、その他の内容についても貴社の視点からできるだけ広範かつ具体的に記載してください。

1. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 1 号関係（新規取扱申請に係る不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの資産流動化のスキームが、合理性や適切性を欠くものではないこと。）

(注)

- a. これまで取扱い実績のない新たなスキームの場合は、具体的な評価項目と判断の根拠等を具体的に記載してください。
- b. 一般投資者であってもスキームの概要や内在するリスクを理解できるものとなっているか等をどのように評価されたのかも記載してください。

2. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 2 号関係（不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの新規取扱いを申請した者のうち情報の提供を行う者が、当該不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンに関する情報の提供を適正に行うことができる状況にあること。）

(注)

- a. 有価証券報告書等の制度開示に加えて、日本証券業協会の自主規制規則や当社のセキュリティトークン取扱規程で定める適時の情報提供を適正に行い得る体制であるかをどのように確認し、評価したのか、具体的に記載してください。
- b. 内部者取引については、現状、法的には定められていませんが、セキュリティトークンの流通市場として投資者の信頼を得るためには、発行者等においても、情報管理等で一定の規律は求められると考えられます。この観点から、発行者等の内部管理体制をどのように評価されたのかも記載してください。

3. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 3 号関係（不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの新規取扱いを申請した者が、資産の運用等を行うに当たって、内部牽制機能を確保するに必要な経営管理組織が、相応に整備され、運用されている状況にあること。）

(注)

- a. ガバナンス機能が有効に機能しているか等の視点で確認、評価した内容を具体的に記載してください。

- 4. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 4 号関係（不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの新規取扱いを申請した者が、資産の運用等に当たって、法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。）

(注)

- a. 資産運用等に密接な各種法令・規制等の遵守の状況、法令違反防止のための体制の整備及び実際の運用状況について、どのような確認を行い、評価したのかを、具体的に記載してください。
- b. 反社会的勢力との取引排除についての態勢整備や実際の運用状況について、どのような確認を行い、評価したのかを、具体的に記載してください。

- 5. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 5 号関係（不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの新規取扱いを申請した者が、取引行為その他の資産の運用等を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。またそのような状況が生じる可能性を適切にコントロールしていること。）

(注)

- a. スポンサーを含む企業グループとの取引等における利益相反の管理について、どのような確認を行い、評価したのかを、具体的に記載してください。

- 6. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 6 号関係（新規取扱申請銘柄に係る金銭の分配又は収益の分配が、原則として取扱開始後継続して行われる見込みのあること。）

(注)

- a. 特に、取引開始後の分配可能性をどのように確認し、評価したのかについて具体的に記載してください。

- 7. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 7 号関係（新規取扱申請に係る不動産投資受益証券型セキュリティトークン又は不動産投資証券型セキュリティトークンの権利移転等が適切に実施される体制にあること。）

(注)

- a. 特に、移転・記録においてイレギュラー事象が発生した際に、発行者等が関与することがありますので、その点を含め、発行者側の運用態勢の構築状況について、どのように確認し、評価したのかについて具体的に記載してください。

8. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 1 項第 8 号関係（その他公益又は投資者保護の観点から、当社が必要と認める事項。）

（注）

- a. 上記の 7 項目以外で ST-Nominator として公益又は投資者保護の観点から、特に留意して調査、確認した点がありましたら、具体的に記載してください。

(様式－17)

公募又は売出しの予定を記載した書面
(不動産投資証券型セキュリティトークン)

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

発行者等代表としての

資産運用会社名_____

資産運用会社

代表者の役職氏名_____⑩

元引受証券会社名_____

代表者の役職氏名_____⑩

元引受証券会社名_____

代表者の役職氏名_____⑩

新規取扱申請銘柄に係る取扱い開始前の公募（売出し）を下記のとおり実施します。

また、当該公募（売出し）実施後、貴社に提出する書面については、上記の元引受証券会社のうち（ ）が代表して発行者等代表としての資産運用会社と連名にて提出します。*1

記

1. 公募（売出し）の概要

(1) 銘柄名	
(2) 公募・売出しの別	
(3) 公募（売出し）総口数	口
(4) 需要調査期間*2	20**/**/**～20**/**/**
(5) 申込期間	20**/**/**～20**/**/**
(6) 払込期日（公募の場合）	20**/**/**
(7) 新セキュリティトークン交付日（受渡日）	20**/**/**
(8) 公募（売出し）後の重要関係者の保有口数	口となる見込み
(9) 公募（売出し）後の重要関係者の総口数に対する保有比率	%となる見込み

(備考)	
------	--

(注)

*1：募集の取扱いの場合は、「元引受」→「主募集の取扱い」など適宜読み替えて提出してください。(項番2以降の項目についても同様。)

*2：公募・売出しの価格決定に際して、ブックビルディング方式を採用している場合のみ記載してください。

2. 公募（売出し）セキュリティトークンの元引受契約等を締結する金融商品取引業者若しくは外国証券業者別割当状況

	件数	口数
証券	件	口
証券	件	口
合 計	件	口

3. 売出し人の氏名・売出し口数

氏名	口数
	口
	口
合 計	口

4. 公募（売出し）後の重要関係者（若しくはそれに準ずる者）の詳細保有状況（見込み）

名称又は氏名	保有口数	総口数に対する保有比率	発行者等との関係
	口	%	
	口	%	
合 計	口	%	

5. 投資主の状況

重要関係者（若しくはそれに準ずる者）が保有している（保有する見込みの）セキュリティトークンを除いた状況；

直近確定日現在の投資主数	取扱い開始日までの増減 (うち公募・売出しによる増減)	取扱い開始日予定投資主数 a.
名	名 (名)	名

(注)

a. 予定受益者数算出の根拠を注記してください。

以上

(様式－18)

公募又は売出し実施通知書
(不動産投資証券型セキュリティトークン)

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

発行者等代表としての

資産運用会社名 _____

資産運用会社

代表者の役職氏名 _____ ⑩

元引受証券会社名 _____

代表者の役職氏名 _____ ⑩

〇〇〇〇〇 (銘柄名) の募集を下記のとおり実施しましたので、通知致します。

記

1. 公募 (売出し) の概要

(1) 募集総投資主口数	口
(2) 上記 (1) のうち同業者委託口数	口
(3) 需要調査期間*1	20**/**/**～20**/**/**
(4) 申込期間	20**/**/**～20**/**/**
(5) 払込期日 (公募の場合)	20**/**/**
(6) 新セキュリティトークン交付日 (受渡日)	20**/**/**
(7) 発行価格 (売出し価格)	円 (20**/**/**決定)

(注)

*1: 募集価格決定に際して、ブックビルディング方式を採用した場合のみ記載してください。

*2: 募集の取扱いの場合は、「元引受」→「主募集の取扱い」など適宜読み替えて提出してください。

2. 募集の実施状況

	件数	口数
(1) 公募又は売出し後の投資主口数	件	口
(2) 上記(1)のうち発行者等の指定による先	件	口
(3) 金融商品取引業者(募集残口)	件	口
合 計	件	口

3. 募集後の分布状況

取扱開始時の重要関係者(若しくはそれに準ずる者)保有口数(A)	口
取扱開始時の投資主総口数(B)	口
重要関係者(若しくはそれに準ずる者)の保有割合(A/B)	%

(注) 公募又は売出しの実施予定を記載した書面提出時と差異がある場合は、その理由を記載してください。

重要関係者(若しくはそれに準ずる者)を除いた投資主数	名
----------------------------	---

以上

(様式－19)

新規取扱申請のための会社概要書

[別紙－3]

(様式－20)

反社会的勢力との関係がないことを示す確認書
(債券型セキュリティトークン)

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

本店所在地 _____
 会社名 _____ (印)
 代表者の
 役職氏名 _____ (印)

当社グループ、役員又は役員に準ずる者、主な株主及び主な取引先（以下「当社グループ及び関係者」という。）が反社会的勢力である事実、反社会的勢力が当社グループの経営活動に関与している事実、当社グループ及び関係者が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び当社グループ及び関係者が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実などは、当社が善良な管理者の注意をもって把握する限りにおいてありません。

よって、当社グループ及び関係者と反社会的勢力とは一切関係がないことを、当社の把握する限りにおいてここに確認いたします。

また、新聞報道その他により当社グループ及び関係者と反社会的勢力との関係について当社が新たに情報を得た場合には、直ちにその旨及びその内容を大阪デジタルエクスチェンジ株式会社（以下、「ODX」という。）に報告するとともに、可能な限り速やかに当該情報に係る事実関係を把握・確認し、ODXに報告いたします。

なお、以上について重大な違反事実が判明した場合には、それに関して ODX が行う一切の措置について異議ありません。

以上

(注 1) 本確認書には以下の内容を記載した書面を添付して提出してください。

- a. 発行者の企業グループの概要（グループを構成する各社の名称、本店所在地、役員等、重要な子会社の役員、主要株主及び主要な取引先）。なお、「重要な子会社」とは、直近期の連結財務諸表（総資産、純資産、売上高、営業利益、経常利益、税引前当期純利益、当期純利益のいずれかの項目）への影響が 20% 以上の子会社を指します。
- b. 発行者の重要な子会社の名称及び本店所在地。

- c. 発行者及びその重要な子会社の役員及び重要な使用人の氏名（ふりがな）、生年月日、経歴、住所（市区町村までの記載で結構です。）、新規取扱申請日時点で兼職している会社・団体等の名称及び本店所在地。
- d. 取扱申請日における大株主上位 50 名（新株予約権の行使等により発行される可能性のある株式も含めて順位を計算してください。申請会社が既上場会社である場合は、直前の基準日等における上位 10 名で結構です。）について、法人株主にあつては名称・本店所在地、個人株主にあつては氏名（ふりがな）・生年月日・住所（市区町村までの記載で結構です。）、投資ファンドにあつてはファンド名・所在地・運営者・大口出資者、をそれぞれ記載してください。
- e. 直近期の連結財務諸表ベースの総資産、純資産、売上高、営業利益又は経常利益のいずれかに対して 10%以上を占める（見込みの）主な取引先について、名称、本店所在地、代表者氏名を記載してください。

(様式-21)

セキュリティトークン取扱いの適正性に関する確認報告書
(債券型セキュリティトークン)

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社
代表取締役社長 殿

ST-Nominator の商号又は名称 (印)

代表者の役職氏名 (印)

当社は、債券型セキュリティトークンの取扱申請者である_____（発行者）
の発行する〇〇〇〇〇（銘柄名）について、セキュリティトークン取扱規程第15
条第2項各号に掲げる事項に適合する見込みがあるかの調査（以下「取扱いの適正
性調査」という。）を行いました。

現在までの取扱いの適正性調査の結果、当社は、当該発行者が当該事項に適合する見込みがあるものと判断致しました。なお、当社は、今後引き続き調査を行い、新規取扱開始日までの間に、何らかの異常が認められた場合には、遅滞なく貴社に報告いたします。

なお、当該発行者に係る取扱いの適正性調査の過程で、当社が特に重点的に確認した事項は別紙のとおりです。

以上

【別紙記載例】

(注)

- a. 本別紙には、以下に示す項目のうち、**ST-Nominator** としての取扱いの適正性調査の過程で特に留意した事項、重点的に確認した事項を具体的に記載してください。なお、該当する内容が無い場合には、その旨を記載頂くことでも構いません。
- b. 以下、項目ごとに原則として必ず記載して頂きたいポイントを注記していますが、当該ポイントに限定せず、その他の内容についても貴社の視点からできるだけ広範かつ具体的に記載してください。

1. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 2 項第 1 号関係（継続的に事業を営み、かつ、収益基盤を有していること、又は、その蓋然性が高いと見込まれること（企業としての継続性、収益性）。）

(注)

- a. ビジネスモデルの強み、弱みをどのように評価し、結果、現在及び今後数年間における競争関係に打ち勝つ能力を有していると判断した根拠等を具体的に記載してください。
- b. 資金繰りを含めた財務の状況をどのように評価されたのかを記載してください。

2. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 2 項第 2 号関係（事業運営を公正かつ忠実に遂行していること（経営の健全性）。）

(注)

- a. 役員や組織運営における人員配置などから事業運営が公正に継続される蓋然性をどのように評価したのかを記載してください。

3. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 2 項第 3 号関係（コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること（コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性）。）

(注)

- a. コーポレート・ガバナンス（機関設計、役員構成等）の運用状況、内部管理体制（経営管理組織・社内諸規則、内部監査体制）の整備・運用状況、経営組織の維持・管理に必要な人員確保の状況などの観点から内部管理体制の整備・運用状況について、どのように調査、確認し、評価したのか、具体的に記載してください。
- b. 会計組織の整備・運用状況、採用している会計処理基準が実態に即した妥当なものとなっているかなどの観点から、財務報告体制の整備・運用状況について、どのように調査、確認し、評価したのか、具体的に記載してください。
- c. 事業に密接に関連する各種法令・規制等の遵守の状況、法令違反防止のための体制の整備・運用状況について、どのように調査、確認を行い、評価したのか、具体的に記載してください。

d. 反社会的勢力との取引排除についての態勢整備や実際の運用状況について、どのように調査、確認を行い、評価したのかを、具体的に記載してください。

4. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 2 項第 4 号関係（企業内容等の公表を適正に行うことができる状況にあること（公表の適正性）。）

（注）

a. 企業内容等の公表を行う態勢について、どのように調査、確認を行い、評価したのかを、具体的に記載してください。

5. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 2 項第 5 号関係（起債条件は、償還可能性を含め、適正であること。）

（注）

a. 本債券の起債条件の適正性について、どのように確認し、評価したのかについて具体的に記載してください。

6. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 2 項第 6 号関係（新規取扱申請に係る債券型セキュリティトークンの権利移転等が適切に実施される体制にあること。）

（注）

a. 特に、移転・記録においてイレギュラー事象が発生した際に、発行者等が関与することがありますので、その点を含め、発行者側の運用態勢の構築状況について、どのように確認し、評価したのかについて具体的に記載してください。

7. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 2 項第 7 号関係（重要関係者との取引行為等を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること、及び、そのような状況が生じる可能性を適切にコントロールしていること。）

（注）

a. 関連当事者や経営者が関与する取引等について、特定の者への利益供与や申請会社の利益の不当な流出等が行われない態勢構築及び運用実態等について、どのように調査、確認を行い、どのように評価したのか、具体的に記載してください。

8. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 2 項第 8 号関係（その他公益又は投資者保護の観点から、当社が必要と認める事項。）

（注）

- a. 上記 7 項目の他、**ST-Nominator** として公益又は投資者保護の観点から、特に留意して調査、確認した点がありましたら、具体的に記載してください。

（様式－21－2）【ST-Nominator が複数者存在し、共同して本確認報告書を提出する場合】

セキュリティトークン取扱いの適正性に関する確認報告書
（債券型セキュリティトークン）

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社
代表取締役社長 殿

ST-Nominator の商号又は名称 ⑩

代表者の役職氏名 ⑩

ST-Nominator の商号又は名称 ⑩

代表者の役職氏名 ⑩

〇〇〇（社名）及び〇〇〇（社名）は、債券型セキュリティトークンの取扱申請者である（発行者）の発行する〇〇〇〇〇（銘柄名）について、セキュリティトークン取扱規程第15条第2項各号に掲げる事項に適合する見込みがあるかの調査（以下「取扱いの適正性調査」という。）を行いました。

現在までの取扱いの適正性調査の結果、〇〇〇（社名）及び〇〇〇（社名）は、当該発行者が当該事項に適合する見込みがあるものと判断致しました。なお、〇〇〇（社名）及び〇〇〇（社名）は、今後引き続き調査を行い、新規取扱開始日までの間に、何らかの異常が認められた場合には、遅滞なく貴社に報告いたします。

なお、当該発行者に係る取扱いの適正性調査の過程で、〇〇〇（社名）及び〇〇（社名）が特に重点的に確認した事項は別紙のとおりです。

以上

【別紙記載例】

(注)

- a. 本別紙には、以下に示す項目のうち、**ST-Nominator** としての取扱いの適正性調査の過程で特に留意した事項、重点的に確認した事項を具体的に記載してください。なお、該当する内容が無い場合には、その旨を記載頂くことでも構いません。
- b. 以下、項目ごとに原則として必ず記載して頂きたいポイントを注記していますが、当該ポイントに限定せず、その他の内容についても貴社の視点からできるだけ広範かつ具体的に記載してください。

1. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 2 項第 1 号関係（継続的に事業を営み、かつ、収益基盤を有していること、又は、その蓋然性が高いと見込まれること（企業としての継続性、収益性）。）

(注)

- a. ビジネスモデルの強み、弱みをどのように評価し、結果、現在及び今後数年間における競争関係に打ち勝つ能力を有していると判断した根拠等を具体的に記載してください。
- b. 資金繰りを含めた財務の状況をどのように評価されたのかを記載してください。

2. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 2 項第 2 号関係（事業運営を公正かつ忠実に遂行していること（経営の健全性）。）

(注)

- a. 役員や組織運営における人員配置などから事業運営が公正に継続される蓋然性をどのように評価したのかを記載してください。

3. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 2 項第 3 号関係（コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること（コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性）。）

(注)

- a. コーポレート・ガバナンス（機関設計、役員構成等）の運用状況、内部管理体制（経営管理組織・社内諸規則、内部監査体制）の整備・運用状況、経営組織の維持・管理に必要な人員確保の状況などの観点から内部管理体制の整備・運用状況について、どのように調査、確認し、評価したのか、具体的に記載してください。
- b. 会計組織の整備・運用状況、採用している会計処理基準が実態に即した妥当なものとなっているかなどの観点から、財務報告体制の整備・運用状況について、どのように調査、確認し、評価したのか、具体的に記載してください。
- c. 事業に密接に関連する各種法令・規制等の遵守の状況、法令違反防止のための体制の整備・運用状況について、どのように調査、確認を行い、評価したのか、具体的に記載してください。

d. 反社会的勢力との取引排除についての態勢整備や実際の運用状況について、どのように調査、確認を行い、評価したのかを、具体的に記載してください。

4. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 2 項第 4 号関係（企業内容等の公表を適正に行うことができる状況にあること（公表の適正性）。）

（注）

a. 企業内容等の公表を行う態勢について、どのように調査、確認を行い、評価したのかを、具体的に記載してください。

5. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 2 項第 5 号関係（起債条件は、償還可能性を含め、適正であること。）

（注）

a. 本債券の起債条件の適正性について、どのように確認し、評価したのかについて具体的に記載してください。

6. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 2 項第 6 号関係（新規取扱申請に係る債券型セキュリティトークンの権利移転等が適切に実施される体制にあること。）

（注）

a. 特に、移転・記録においてイレギュラー事象が発生した際に、発行者等が関与することがありますので、その点を含め、発行者側の運用態勢の構築状況について、どのように確認し、評価したのかについて具体的に記載してください。

7. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 2 項第 7 号関係（重要関係者との取引行為等を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること、及び、そのような状況が生じる可能性を適切にコントロールしていること。）

（注）

a. 関連当事者や経営者が関与する取引等について、特定の者への利益供与や申請会社の利益の不当な流出等が行われない態勢構築及び運用実態等について、どのように調査、確認を行い、どのように評価したのか、具体的に記載してください。

8. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 2 項第 8 号関係（その他公益又は投資者保護の観点から、当社が必要と認める事項。）

（注）

- a. 上記 7 項目の他、**ST-Nominator** として公益又は投資者保護の観点から、特に留意して調査、確認した点がありましたら、具体的に記載してください。

(様式-21-3) 【規程第 13 条第 3 項第 3 号に該当する場合】

セキュリティトークン取扱いの適正性に関する確認報告書
(債券型セキュリティトークン)

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社
代表取締役社長 殿

ST-Nominator の商号又は名称 ㊞

代表者の役職氏名 ㊞

連携取引参加者の商号又は名称 ㊞

代表者の役職氏名 ㊞

当社は、債券型セキュリティトークンの取扱申請者である _____ (発行者) の発行する〇〇〇〇〇 (銘柄名) について、セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 2 項各号に掲げる事項に適合する見込みがあるかの調査 (以下「取扱いの適正性調査」という。) を行いました。また、連携取引参加者である〇〇〇 (社名) は、当社の取扱い適正性調査の内容を確認いたしました。

現在までの取扱いの適正性調査の結果、当社及び〇〇〇 (連携取引参加者名) は、当該発行者等が当該事項に適合する見込みがあるものと判断いたしました。なお、当社及び〇〇〇 (連携取引参加者名) は、今後引き続き調査を行い、新規取扱開始日までの間に、何らかの異常が認められた場合には、遅滞なく貴社に報告いたします。

なお、当該発行者に係る取扱いの適正性調査の過程で、当社が特に重点的に確認した事項は別紙のとおりです。

以上

【別紙記載例】

(注)

- a. 本別紙には、以下に示す項目のうち、**ST-Nominator** としての取扱いの適正性調査の過程で特に留意した事項、重点的に確認した事項を具体的に記載してください。なお、該当する内容が無い場合には、その旨を記載頂くことでも構いません。
- b. 以下、項目ごとに原則として必ず記載して頂きたいポイントを注記していますが、当該ポイントに限定せず、その他の内容についても貴社の視点からできるだけ広範かつ具体的に記載してください。

1. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 2 項第 1 号関係（継続的に事業を営み、かつ、収益基盤を有していること、又は、その蓋然性が高いと見込まれること（企業としての継続性、収益性）。）

(注)

- a. ビジネスモデルの強み、弱みをどのように評価し、結果、現在及び今後数年間における競争関係に打ち勝つ能力を有していると判断した根拠等を具体的に記載してください。
- b. 資金繰りを含めた財務の状況をどのように評価されたのかを記載してください。

2. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 2 項第 2 号関係（事業運営を公正かつ忠実に遂行していること（経営の健全性）。）

(注)

- a. 役員や組織運営における人員配置などから事業運営が公正に継続される蓋然性をどのように評価したのかを記載してください。

3. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 2 項第 3 号関係（コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること（コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性）。）

(注)

- a. コーポレート・ガバナンス（機関設計、役員構成等）の運用状況、内部管理体制（経営管理組織・社内諸規則、内部監査体制）の整備・運用状況、経営組織の維持・管理に必要な人員確保の状況などの観点から内部管理体制の整備・運用状況について、どのように調査、確認し、評価したのか、具体的に記載してください。
- b. 会計組織の整備・運用状況、採用している会計処理基準が実態に即した妥当なものとなっているかなどの観点から、財務報告体制の整備・運用状況について、どのように調査、確認し、評価したのか、具体的に記載してください。
- c. 事業に密接に関連する各種法令・規制等の遵守の状況、法令違反防止のための体制の整備・運用状況について、どのように調査、確認を行い、評価したのか、具体的に記載してください。

d. 反社会的勢力との取引排除についての態勢整備や実際の運用状況について、どのように調査、確認を行い、評価したのかを、具体的に記載してください。

4. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 2 項第 4 号関係（企業内容等の公表を適正に行うことができる状況にあること（公表の適正性）。）

（注）

a. 企業内容等の公表を行う態勢について、どのように調査、確認を行い、評価したのかを、具体的に記載してください。

5. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 2 項第 5 号関係（起債条件は、償還可能性を含め、適正であること。）

（注）

a. 本債券の起債条件の適正性について、どのように確認し、評価したのかについて具体的に記載してください。

6. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 2 項第 6 号関係（新規取扱申請に係る債券型セキュリティトークンの権利移転等が適切に実施される体制にあること。）

（注）

a. 特に、移転・記録においてイレギュラー事象が発生した際に、発行者等が関与することがありますので、その点を含め、発行者側の運用態勢の構築状況について、どのように確認し、評価したのかについて具体的に記載してください。

7. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 2 項第 7 号関係（重要関係者との取引行為等を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること、及び、そのような状況が生じる可能性を適切にコントロールしていること。）

（注）

a. 関連当事者や経営者が関与する取引等について、特定の者への利益供与や申請会社の利益の不当な流出等が行われない態勢構築及び運用実態等について、どのように調査、確認を行い、どのように評価したのか、具体的に記載してください。

8. セキュリティトークン取扱規程第 15 条第 2 項第 8 号関係（その他公益又は投資者保護の観点から、当社が必要と認める事項。）

（注）

- a. 上記 7 項目の他、**ST-Nominator** として公益又は投資者保護の観点から、特に留意して調査、確認した点がありましたら、具体的に記載してください。

(様式－22)

犯則行為等確認書（債券型セキュリティトークン）

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

本店所在地 _____
 会社名 _____ ㊞
 代表者の
 役職氏名 _____ ㊞

当社は、〇〇〇〇〇（銘柄名）を大阪デジタルエクスチェンジ株式会社（以下「ODX」という。）が運営するセキュリティトークン取引市場（以下「START」という。）へ新規取扱申請を行うに当たり、ODXのセキュリティトークン取扱規程第14条第3項第6号ニの規定には、抵触していないことを善良な管理者の注意をもって確認致しました。

なお、新規取扱申請後、取扱開始日までの間に抵触する事態が生じた場合には、直ちにODXへ連絡することを確約致します。

（参考）セキュリティトークン取扱規程第14条第3項第6号ニ

発行者、発行者の大株主上位10名及び取締役が、金融商品取引法及び関連法令に係る犯則行為により刑事罰又は課徴金納付命令を受けていないこと。ただし、当該刑事罰又は課徴金納付命令を受けた後3年が経過している場合はこの限りでない。

(様式－23)

公募又は売出しの予定を記載した書面
(債券型セキュリティトークン)

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

発行会社名_____

代表者の役職氏名_____⑩

元引受証券会社名_____

代表者の役職氏名_____⑩

元引受証券会社名_____

代表者の役職氏名_____⑩

新規取扱申請銘柄に係る取扱い開始前の公募（売出し）を下記のとおり実施します。

また、当該公募（売出し）実施後、貴社に提出する書面については、上記の元引受証券会社のうち（ ）が代表して発行者と連名にて提出します。*1

記

1. 公募（売出し）の概要

(1) 銘柄名	
(2) 公募・売出しの別	
(3) 公募（売出し）総額	円
(4) 発行価格	円
(5) 需要調査期間*2	20**/**/**～20**/**/**
(6) 申込期間	20**/**/**～20**/**/**
(7) 払込期日（公募の場合）	20**/**/**
(8) 新セキュリティトークン交付日（受渡日）	20**/**/**
(備考)	

(注)

*1：募集の取扱いの場合は、「元引受」→「主募集の取扱い」など適宜読み替えて提出してください。（項番 2 以降の項目についても同様。）

*2: 公募・売出しの価格決定に際して、ブックビルディング方式を採用している場合のみ記載してください。

2. 公募（売出し）セキュリティトークンの元引受契約等を締結する金融商品取引業者若しくは外国証券業者別割当状況

	引受総額
証券	円
証券	円
合 計	円

3. 売出し人の氏名・売出し額

氏名	売出し額
	円
	円
合 計	円

4. 債券保有者の状況

直近確定日現在の保有者数	取扱い開始日までの増減 (うち公募・売出しによる増減)	取扱い開始日予定保有者数
名	名 (名)	名

以上

(様式－24)

公募又は売出し実施通知書
(債券型セキュリティトークン)

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

発行会社名_____

資産運用会社

代表者の役職氏名_____⑩

元引受証券会社名_____

代表者の役職氏名_____⑩

〇〇〇〇〇（銘柄名）の募集を下記のとおり実施しましたので、通知致します。

記

1. 公募（売出し）の概要

(1) 募集総額	円
(2) 上記 (1) のうち同業者委託分	円
(3) 需要調査期間*1	20**/**/**～20**/**/**
(4) 申込期間	20**/**/**～20**/**/**
(5) 払込期日（公募の場合）	20**/**/**
(6) 新セキュリティトークン交付日（受渡日）	20**/**/**
(7) 発行価格（売出し価格）	円（20**/**/**決定）

(注)

*1：募集価格決定に際して、ブックビルディング方式を採用した場合のみ記載してください。

*2：募集の取扱いの場合は、「元引受」→「主募集の取扱い」など適宜読み替えて提出してください。

2. 募集の実施状況

	件数	金額
(1) 公募又は売出し後の債券総額	件	円
(2) 上記 (1) のうち発行者等の指定による先	件	円
(3) 金融商品取引業者 (募集残)	件	円
合 計	件	円

以上

(様式－25)

情報取扱責任者届出書

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

発行会社名／資産運用会社名 ○○○○○

代表者の役職氏名 ○○○○○ 印

下記の銘柄に係る情報取扱責任者を定めましたので、届出致します。

記

銘 柄	(ISIN コード)
所属会社名	
役 職	
(フリガナ)	
氏 名	
勤務先住所	(〒 -)
勤務先電話番号	
メールアドレス	
緊急時連絡可能な電話番号	
提出理由	新規・変更・その他 ()
前任者のステータス (変更の場合のみ)	銘柄の担当替え ・ 退任

(注)

- a. 情報取扱責任者につきましては、取扱銘柄に係る適時の情報提供を担って頂くこととなりますので、当該銘柄に関し責任ある立場の方をご選任ください。
- b. 情報取扱責任者の方と情報取扱担当者の方は、届出て頂いたメールアドレスを当社が提供する適時の情報提供公衆縦覧システム（通称「START-NET」）への情報登録の為にログインIDとして扱います。そのため、メールアドレスは当該者と一意で紐づくものにて届出をお願いします（グループアドレス等は不可）。
- c. 変更の場合に、「担当銘柄の変更」（本銘柄の情報取扱責任者ではなくなるが、貴社

発行の他の銘柄の情報取扱責任者は継続する。) であるか、「退任」(貴社発行の全ての銘柄について情報取扱責任者から外れる。) であるかを、選択してください。後者の場合には、情報登録の為のログイン ID (当該者を一意で特定できるメールアドレス) を抹消致します。

d. 届出内容に変更が生じた場合には、直ちに書面により再届出をお願いします。なお、情報取扱責任者の変更の場合は、電話連絡の後、書面の提出をお願いします。この場合、「提出理由」の「その他」を選択し、括弧内に概略(例; 役職名の変更、姓の変更など)を記載してください。

(様式－25-2)

情報取扱担当者新規登録届出書

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

銘柄審査管理部長 殿

発行会社名／資産運用会社名 ○○○○○

(情報取扱責任者 役職・氏名) ○○○ ○○○○○

下記の銘柄に係る情報取扱担当者(「START-NET」にアクセスする者)を選任／変更しましたので、届出致します。

1. 新規取扱開始時の担当者

所属部署・役職	
(フリガナ)	
氏 名	
勤務先電話番号	
メールアドレス	
緊急時連絡可能な電話番号	
担当銘柄名①	(ISIN コード)
担当銘柄名②	(ISIN コード)
担当銘柄名③	(ISIN コード)

所属部署・役職	
(フリガナ)	
氏 名	
勤務先電話番号	
メールアドレス	
緊急時連絡可能な電話番号	
担当銘柄名①	(ISIN コード)
担当銘柄名②	(ISIN コード)
担当銘柄名③	(ISIN コード)

2. 取扱開始後の担当変更による該当する銘柄の新規担当者

所属部署・役職	
(フリガナ)	
氏 名	
勤務先電話番号	
メールアドレス	
緊急時連絡可能な電話番号	
担当銘柄名①	(ISIN コード)
担当銘柄名②	(ISIN コード)
担当銘柄名③	(ISIN コード)

所属部署・役職	
(フリガナ)	
氏 名	
勤務先電話番号	
メールアドレス	
緊急時連絡可能な電話番号	
担当銘柄名①	(ISIN コード)
担当銘柄名②	(ISIN コード)
担当銘柄名③	(ISIN コード)

3. 取扱開始後の担当変更による従来の担当者の扱い

所属部署・役職		
(フリガナ)		
氏 名		
勤務先電話番号		
メールアドレス		
る 担 当 を 外 れ る 銘 柄 名	対象範囲	() 全銘柄から外れます／ () 一部の銘柄から外れます
	銘柄名①	(ISIN コード)
	銘柄名②	(ISIN コード)
	銘柄名③	(ISIN コード)

所属部署・役職	
(フリガナ)	
氏 名	
勤務先電話番号	

メールアドレス		
る 担当を 外れ る 銘柄名	対象範囲	() 全銘柄から外れます / () 一部の銘柄から外れます
	銘柄名①	(ISIN コード)
	銘柄名②	(ISIN コード)
	銘柄名③	(ISIN コード)

4. 現担当者の登録情報の変更

対象者の氏名		
対象者のメールアドレス		
変更項目	変更後	変更前
変更日		

対象者の氏名		
対象者のメールアドレス		
変更項目	変更後	変更前
変更日		

(注)

- a. 複数名を届出の際は、適宜、欄を追加してください。又、担当銘柄が 3 銘柄以上の場合も適宜、欄を追加してください。
- b. 情報取扱責任者の方と情報取扱担当者の方は、届出て頂いたメールアドレスを当社が提供する適時の情報提供公衆縦覧システム（通称「START-NET」）への情報登録の為にログイン ID として扱います。そのため、メールアドレスは当該者と一意で紐づくものにて届出をお願いします（グループアドレス等は不可）。なお、変更の場合で従来の担当者が全銘柄から担当を外れる場合は、その方に割り当てたログイン ID（当該者を一意で特定できるメールアドレス）は抹消します。
- c. 従来の担当者が全銘柄の担当を外れる場合は、個別の銘柄名の記載は不要です。
- d. 担当者ベースで担当銘柄の変更が生じた場合（例えば、銘柄 A、銘柄 B、銘柄 C の担当であった担当者が、B 銘柄の担当のみ外れ、新たに D 銘柄の担当者に就任する場合など。）は、項番 2 と項番 3 の表にそれぞれ記入し、届出てください。
- e. 届出内容に変更（例；役職名の変更、姓の変更など）が生じた場合には、直ちに項番 4 の表の項目を記入した書面により再届出をお願いします。

(様式－26)

不動産投資受益証券型セキュリティトークンの発行・保有状況報告書

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

資産運用会社名 ○○○○○

代表者の役職氏名 ○○○○○

情報取扱責任者の役職氏名 ○○○○○

下記の通り、20**年**月**日時点の発行・保有状況を報告いたします。

(1) 銘柄名	(ISIN コード)
(2) 発行済み総受益権口数	口
(3) 総受益者数	名
(4) 発行者の重要関係者が保有する受益権 口数／発行済み総受益権口数	%

以上

(様式－27)

不動産投資証券型セキュリティトークンの発行・保有状況報告書

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

発行会社名 ○○○○○

代表者の役職氏名 ○○○○○

資産運用会社名 ○○○○○

代表者の役職氏名 ○○○○○

情報取扱責任者の役職氏名 ○○○○○

下記の通り、20**年**月**日時点の発行・保有状況を報告いたします。

(1) 銘柄名	(ISIN コード)
(2) 発行済み総投資口数	口
(3) 総投資主数	名
(4) 発行者の重要関係者が保有する投資口数／発行済み総投資口数	%

以上

(様式－28)

債券型セキュリティトークンの発行・保有状況報告書

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

発行会社名 ○○○○○

代表者の役職氏名 ○○○○○

情報取扱責任者の役職氏名 ○○○○○

下記の通り、20**年**月**日時点の発行・保有状況を報告いたします。

(1) 銘柄名	(ISIN コード)
(2) 発行残高	円
(3) 総保有者数	名

以上

(様式－29)

不動産投資受益証券型セキュリティトークンの対象資産の運用状況報告書

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

資産運用会社名 ○○○○○

代表者の役職氏名 ○○○○○

情報取扱責任者の役職氏名 ○○○○○

下記の通り、20**年**月**日時点の当該銘柄の対象資産の運用状況を報告いたします。

(1) 銘柄名	(ISIN コード)
(2) 運用資産の総額…イ	円
(3) 不動産等の額…ロ	円
(4) ロ／イで算出される比率	%
(5) 資産総額	
(6) 純資産額	
(7) 特記事項	

(注)

- a. 各計算期間末日の数値で報告してください。

以上

(様式－30)

不動産投資証券型セキュリティトークンの対象資産の運用状況報告書

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

代表取締役社長 殿

発行会社名 ○○○○○

代表者の役職氏名 ○○○○○

資産運用会社名 ○○○○○

代表者の役職氏名 ○○○○○

情報取扱責任者の役職氏名 ○○○○○

下記の通り、20**年**月**日時点の当該銘柄の対象資産の運用状況を報告いたします。

(1) 銘柄名	(ISIN コード)
(2) 運用資産の総額…イ	円
(3) 不動産等の額…ロ	円
(4) ロ／イで算出される比率	%
(5) 資産総額	
(6) 純資産額	
(7) 特記事項	

(注)

- a. 各営業期間末日の数値で報告してください。

以上

(様式－31)

取扱廃止申請書
(不動産投資受益証券型セキュリティトークン)

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社
代表取締役社長 殿

本店所在地 _____
発行者（受託者）名 ⑩
代 表 者 の
役 職 氏 名 ⑩

本店所在地 _____
発行者（委託者）名 ⑩
代 表 者 の
役 職 氏 名 ⑩

本店所在地 _____
資産運用会社名 ⑩
代 表 者 の
役 職 氏 名 ⑩

〇〇〇〇〇（発行者（受託者）名）、〇〇〇〇〇（発行者（委託者）名）及び〇〇〇〇〇（資産運用会社名）は、〇〇〇〇〇（銘柄名）の大阪デジタルエクスチェンジ株式会社（以下「ODX」という。）が運営するセキュリティトークン取引市場（以下「START」という。）における取扱いについて、以下の理由から廃止させて頂きたく、此処に申請致します。

記

1. 取扱廃止を申請する理由

（注）できるだけ具体的に記載してください。

2. 取扱廃止申請時点における発行受益権口数と保有総受益者数

3. 取扱受益権を保有する発行者の重要関係者数とその者が保有する合計受益権口数

4. サポーターの名称

5. 取扱廃止希望日

6. 取扱廃止後の一般の受益者の換金方法

(注) できるだけ具体的に記載してください。

7. その他特記事項

以上

(様式－32)

取扱廃止申請書
(不動産投資証券型セキュリティトークン)

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社
代表取締役社長 殿

本店所在地 _____
投資法人名 _____ ⑩
代表者の
役職氏名 _____ ⑩

本店所在地 _____
資産運用会社名 _____ ⑩
代表者の
役職氏名 _____ ⑩

〇〇〇〇〇(投資法人名)及び〇〇〇〇〇(資産運用会社名)は、〇〇〇〇〇(銘柄名)の大阪デジタルエクスチェンジ株式会社(以下「ODX」という。)が運営するセキュリティトークン取引市場(以下「START」という。)における取扱いについて、以下の理由から廃止させて頂きたく、此処に申請致します。

記

1. 取扱廃止を申請する理由

(注) できるだけ具体的に記載してください。

2. 取扱廃止申請時点における発行投資口数と保有総投資主数

3. 取扱投資口を保有する発行者の重要関係者数とその者が保有する合計投資口数

4. サポーターの名称

5. 取扱廃止希望日

6. 取扱廃止後の一般の投資主の換金方法

(注) できるだけ具体的に記載してください。

7. その他特記事項

以上

(様式－33)

取扱廃止申請書
(債券型セキュリティトークン)

年 月 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社
代表取締役社長 殿

本店所在地 _____
発行会社名 _____ ㊞
代表者の _____
役職氏名 _____ ㊞

〇〇〇〇〇 (発行会社名) は、〇〇〇〇〇 (銘柄名) の大阪デジタルエクスチェンジ株式会社 (以下「ODX」という。) が運営するセキュリティトークン取引市場 (以下「START」という。) における取扱いについて、以下の理由から廃止させて頂きたく、此処に申請致します。

記

1. 取扱廃止を申請する理由

(注) できるだけ具体的に記載してください。

2. 取扱廃止申請時点における発行投資口数と保有総投資主数

3. 取扱廃止時点における債券の総額、債券の額面金額、発行価額の総額、発行価格、利率、利払い日、償還期限、償還方法、格付け機関による信用格付けの状況

4. 取扱投資口を保有する発行者の重要関係者数とその者が保有する合計投資口数

5. サポーターの名称
6. 債券管理者の商号及び代表者の役職氏名
7. 取扱廃止申請時点における債券保有者数と総保有高
8. 取扱廃止申請時点における債券を保有する発行者の重要関係者数とその者が保有する合計保有高
9. 取扱廃止希望日
10. 取扱廃止後の一般の債券権者の換金方法

(注) できるだけ具体的に記載してください。

11. その他特記事項

以上